

綾川町地域防災計画

(資料編)

平成 27 年 3 月
綾川町防災会議

目 次

【1 条例、協定等】	1
資料1-1 綾川町災害対策本部条例	1
資料1-2 綾川町防災会議条例	2
資料1-3 災害時の相互応援に関する協定書	4
資料1-4 香川県消防相互応援協定	6
資料1-5 香川県防災ヘリコプター応援協定	8
資料1-6 高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	10
資料1-7 災害時における情報交換及び支援に関する協定書	12
資料1-8 災害時の協力に関する協定書	15
資料1-9 大規模災害時における町民等の安否確認に関する協力の申し合わせ	17
資料1-10 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	19
資料1-11 災害時における緊急輸送等に関する協定書	21
資料1-12 災害時におけるタクシー業務無線の活用に関する協定書	23
資料1-13 災害時における防災活動協力に関する協定書	25
資料1-14 災害時における物資の提供等に関する協定書	27
資料1-15 災害時における物資の提供等に関する協定書	29
資料1-16 災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書	31
資料1-17 災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書	33
資料1-18 災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書	35
資料1-19 災害時における応急措置等の実施に関する協定書	37
資料1-20 災害時における応急措置等の実施に関する協定書	39
資料1-21 綾川町防災マップ	41
【2 防災上注意すべき区域等】	42
資料2-1 河川重要水防区域	42
資料2-2 ため池重要水防区域	44
資料2-3 急傾斜地崩壊危険箇所	49
資料2-4 土石流危険渓流	54
資料2-5 高堰堤	57
資料2-6 山腹崩壊危険地区	58
資料2-7 崩壊土砂流出危険地区	59
資料2-8 土砂災害と前兆現象の種類	61
資料2-9 浸水想定区域内災害時要援護者施設一覧	61
資料2-10 綾川・本津川水位情報伝達経路図	62
資料2-11 土砂災害警戒区域内要配慮者施設一覧	62
資料2-12 土砂災害警戒情報伝達経路図	63
【3 危険物等施設関係】	64
資料3-1 危険物施設	64

資料3-2	高圧ガス関係事業所	65
資料3-3	毒物劇物営業者	65
資料3-4	災害種別と地区の危険箇所	66
【4	気象関係】	68
資料4-1	雨量観測所	68
資料4-2	水位観測所	68
資料4-3	防災行政無線による気象情報等伝達系統	69
資料4-4	気象庁震度階級関連解説表	70
【5	消防水防関係】	75
資料5-1	消防団現勢	75
資料5-2	消防水利の現況	75
資料5-3	水防倉庫等一覧	76
【6	通信施設関係】	77
資料6-1	香川県防災行政無線(地域衛星通信ネットワーク)回線構成図	77
資料6-2	町防災行政無線	78
【7	医療救護関係】	83
資料7-1	大災害時の医療救護体制	83
資料7-2	災害時用備蓄医薬品等の確保系統図	84
【8	保健・衛生関係】	85
資料8-1	栄養相談・指導活動体系図	85
資料8-2	精神保健活動体系図	87
資料8-3	廃棄物処理施設、し尿処理施設	88
資料8-4	火葬場・死体収容場所	88
【9	食料品等の備蓄、調達関係】	89
資料9-1	生活必需物資等の調達方法	89
資料9-2	防災倉庫等配置一覧	90
資料9-3	備蓄一覧	91
【10	交通・輸送関係】	92
資料10-1	緊急輸送路	92
【11	避難収容関係】	94
資料11-1	避難所一覧	94
資料11-2	非常災害時における避難所指定に伴う申し合わせ	96
【12	その他】	99
資料12-1	防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等	99
資料12-2	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	105
資料12-3	町内の文化財	108
【13	様式等】	109
資料13-1	火災・災害等即報要領	109
資料13-2	災害報告取扱要領	125
資料13-3-1	配備人員報告書	132

資料13-3-2	配備体制別配備人員集計表	133
資料13-3-3	災害概況即報	134
資料13-3-4	被害状況報告書(概況・中間・確定)兼被害調査別集計表	135
資料13-3-7	浸水被害調査表	138
資料13-3-8	災害報告及び対策処理票	139
資料13-3-10	自衛隊の災害派遣要請に関する様式	141
資料13-3-11	緊急通行車両確認のための証明書様式	143
資料13-3-12	避難所運営のための様式	146
資料13-3-13	り災証明書	151
資料13-3-13	り災証明書	151

【 1 条例、協定等】

資料 1 - 1 綾川町災害対策本部条例

平成18年3月21日

条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、綾川町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年3月21日から施行する。

【一般対策編 第3章 第1節 活動体制計画】

【震災対策編 第3章 第1節 活動体制計画】

平成18年3月21日

条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、綾川町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 綾川町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 綾川町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (2) 香川県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (3) 香川県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
- 6 前項第1号から第4号まで及び第7号の委員の定数は、それぞれ3人以内とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、香川県の職員、綾川町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月21日から施行する。

【一般対策編 第3章 第1節 活動体制計画】

【震災対策編 第3章 第1節 活動体制計画】

資料 1 - 3 災害時の相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、香川県内で大規模な災害が発生した場合などにおいて、災害を受けた市町(以下「被災市町」という。)が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、香川県内の市町(以下「市町」という。)及び香川県(以下「県」という。)が相互に連携・協力することを目的とし、このための必要な事項を定める。

(応援の対象項目)

第2条 この協定による応援の対象項目は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 食料、飲料水などの生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
- ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
- ③ 救援活動に必要な車両等の提供
- ④ 応急復旧等に必要な職員の派遣
- ⑤ 被災者を一時収容するための施設の提供(ホテル、旅館などへの受入を含む。)
- ⑥ 被災した児童生徒の一時受入
- ⑦ 被災市町に代行しての情報の発信
- ⑧ 遺体処理(火葬等)に関する協力
- ⑨ その他被災市町から特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 被災市町は、他の市町に応援を要請する際には、次の各号に掲げる事項を明らかにした上で、防災行政無線等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- ① 災害の状況
 - ② 応援を求める項目(物資・資機材については数量など、人的応援に当たっては必要な職種、人数など)
 - ③ 応援を求める期間、場所
 - ④ その他必要な事項
- 2 被災市町は、前項の規定により個別の市町に要請するいとまがないときは、前項各号に掲げる事項を明らかにした上で、県に対して他の市町への応援の要請を依頼することができるものとする。この場合、県は速やかに市町と調整を行うものとする。
- 3 前2項の規定により被災市町の応援を要請された市町は、正当な理由のない限り、これを拒んではならない。
- 4 市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。この場合、第1項の要請があったものとみなす。
- 5 前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨通知するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町は、応援の内容を要請した被災市町及び県に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに防災行政無線等により被災市町及び県に連絡する。

2 前項本文の規定は、前条第2項の規定により要請を受けた場合について準用する。
(応援の調整等に関する会議の開催)

第5条 応援の調整等に際し必要がある場合は、知事は、各市町長を招集しこれに関する会議を開催することができるものとする。
(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

2 被災市町において費用を支弁するいとまがない等止むを得ない事情がある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
(香川県防災対策基本条例との関係)

第7条 この協定は、香川県防災対策基本条例(平成18年条例第57号。以下「条例」という。)第34条第1項の規定によるものとする。

2 県は、この協定に定めるもののほか、条例第45条の規定により、速やかに市町からの応援の要請に応ずるものとする。
(補則)

第8条 この協定は、香川県消防相互応援協定のほか、災害時の市町間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各市町及び県が協議の上別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を18通作成し、各自1通を保有する。

平成23年11月22日

8市長、9町長、知事

資料 1 - 4 香川県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、香川県下の市町及び一部事務組合(以下「市町等」という。)が、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(区域及び対象)

第2条 この協定の実施区域は、香川県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、「災害等」とは、大規模災害、風水害及びその他の突発的災害並びに救急車による搬送及び救助隊の出動を必要とする事故等で、応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 普通応援

市町等が当該市町等の区域外において、当該市町等に接する地域及び当該地域周辺部で災害等が発生した場合に、発生地の市町等の長(以下「受援側の長」という。)の要請を待たずに出動する応援。

(2) 特別応援

市町等が当該市町等の区域外において災害等が発生した場合に、受援側の長の要請に基づいて出動する応援。

(応援要請の方法)

第5条 応援の要請は、受援側の長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして受援側の市町等の長(以下「受援側の長」という。)に対して行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害の発生場所

(3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別数量

(4) 応援隊の集結場所

(5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、受援側は直ちに受援側に口頭等で連絡するものとする。

3 特別応援を要請した受援側の長は、事後、速やかに第1項各号の事項を明記した文書(別紙様式1)を受援側の長に提出するものとし、また、受援側の長は、応援活動状況(別紙様式2)を受援側の長に提出するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた受援側の長は、当該管轄区域内の消防業務に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 受援側の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、到着予定時刻及び出動人員並びに機械器具及び消火薬剤等の種別数量を、派遣しがたいときはその旨を、遅滞なく受援側の長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第7条 受援側の長は、応援隊の集結場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4の規定に基づき、受援側の長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(応援隊の報告)

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第10条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職団員の手当等に関する費用は、原則として応援側の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理及び応援隊員の死傷による災害補償等の重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。
- (3) 前各号以外の経費については、原則として受援側の負担とする。

2 前項に定めるもののほか、特別な事情等により必要な事項が生じた場合は、当事者間において協議のうえ決定する。

(改廃)

第11条 この協定の改廃は、協定者が協議のうえ行うものとする。

(委任)

第12条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町等の消防長等が協議のうえ定める。

附 則

- 1 この協定は、昭和61年12月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書49通を作成し、記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和61年12月1日

5市長、38町長、6事務組合管理者

【一般対策編 第2章 第16節 防災業務体制整備計画】

【一般対策編 第3章 第34節 林野火災対策計画】

【震災対策編 第2章 第9節 防災業務体制整備計画】

【震災対策編 第3章 第10節 消防活動計画】

資料 1 - 5 香川県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、香川県下の市町及び一部事務組合(以下「市町等」という。)が災害等による被害を最小限に防止するため、香川県の所有する防災ヘリコプター(以下「防災ヘリ」という。)の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は香川県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害等とは、大規模火災、風水害及びその他の突発的災害並びに救急業務及び救急業務を必要とする事故等をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害等が発生した市町等(以下「発災市町等」という。)の長が、次のいずれかの活動に該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、香川県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防御活動

2 応援要請は、香川県総務部消防防災課防災航空担当(以下「防災航空隊」という。)に、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害等の種類
- (2) 災害等の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害等発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害等発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により消防活動を応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員(以下「隊員」という。)の指揮は、発災市町等の消防長(消防本部を置かない町にあっては当該町長)が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長から隊員を派遣している市町等の長に対し、香川県消防相互応援協定(以下「相互応援協定」という。)第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、香川県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第10条の規定にかかわらず、香川県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、香川県及び市町等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成6年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書50通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成6年4月1日

県知事、5市長、38町長、6事務組合管理者

【一般対策編 第2章 第16節 防災業務体制整備計画】

【一般対策編 第3章 第10節 医療救護計画】

【一般対策編 第3章 第34節 林野火災対策計画】

【震災対策編 第2章 第9節 防災業務体制整備計画】

【震災対策編 第3章 第9節 医療救護計画】

資料1-6 高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

高松空港事務所長及び高松市長、三木町長、綾川町長は、高松空港(以下「空港」という。)及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、空港(制限区域内に限る。以下同じ。)及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生の恐れのある事態(以下「緊急事態」という。)に際し、高松空港事務所(以下「甲」という。)と高松市、三木町、綾川町の各消防機関(以下「乙」という。)が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

(区分)

第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第1次的にこれに当たり、乙は必要に応じて出動するものとする。

2. 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙が第1次的にこれに当たり、甲は必要に応じて出動するものとする。

(緊急事態の通報)

第3条 空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対して速やかに通報するものとし。空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対して速やかに通報するものとする。

2. 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。

(1) 緊急事態の種類

(2) 航空機の種類及び搭乗人員

(3) 緊急事態発生の場所及び時刻

(4) 消防隊及び救急隊の到着すべき場所

(5) その他必要な事項

3. 通報に応じて出動した機関は、現場に到着したときは、その旨を速やかに通報した機関に連絡するものとする。

(費用の負担)

第4条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

(調査に対する協力)

第5条 甲及び乙が消火救難活動を実施するに当たっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災、事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

(通報)

第6条 甲又は乙が単独で消火救難活動に従事したときは、速やかにそのてん末を相互に通報するものとする。

(訓練)

第7条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する経過を立案し、総合訓練を定期的実施するものとする。

(資料の交換)

第8条 甲及び乙は、空港に到着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定の遂行にあたって疑義が生じた場合には、甲乙協議するものとする。

(細目)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な細目は、甲乙協議して定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙双方記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

(附則)

1. この協定は、平成18年8月1日から実施する。
2. 平成元年12月16日付の「高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」については、廃止する。

甲 国土交通省 大阪航空局 高松空港事務所
高松空港長 夬戸 文雄

乙 高松市長 増田 昌三

三木町長 石原 收

綾川町長 藤井 賢

【一般対策編 第2章 第7節 航空災害予防計画】

【一般対策編 第3章 第29節 航空災害対策計画】

資料 1 - 7 災害時における情報交換及び支援に関する協定書

国土交通省四国地方整備局長(以下「甲」という。)と綾川町長(以下「乙」という。)は、綾川町の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換及び支援について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時等において、甲及び乙が連携を図り、綾川町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(支援内容)

第3条 災害初動時に甲が実施する支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握及び提供
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 災害応急措置
- (4) その他必要と認められる事項

(現地情報連絡員の派遣)

第4条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、綾川町災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(支援の要請)

第5条 綾川町の区域における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、必要に応じて、乙は甲に支援要請を行うものとする。なお、乙は、現地情報連絡員を経由して甲に支援要請が行えるものとする。

(支援の実施)

第6条 甲は乙からの支援要請に対し、災害対策用資機材及び人員の配備状況等を勘案し調整した上で、乙にその内容を伝え、可能な支援を行うものとする。なお、甲は、現地情報連絡員を通じて調整内容を乙に伝える場合がある。

(平常時の連携)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年11月1日

甲 香川県高松市サンポート高松3番33号
国土交通省 四国地方整備局長 川崎 正彦 印

乙 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地
綾川町長 藤井 賢 印

【参考資料】

「災害時における情報交換及び支援に関する協定書」第3条の支援内容に関する考え方

国土交通省四国地方整備局長(以下「甲」という。)と綾川町長(以下「乙」という。)が平成23年11月1日付けで締結した「災害時における情報交換及び支援に関する協定書」第3条に規定する支援を行った場合の経費負担の取り扱いは、下記のとおりとする。

1. 甲が災害初動時に第3条(1)(2)の支援を行う場合は、原則として甲の負担とする。
なお、災害初動時とは、原則として甲が支援本部を設置又は事務所長等が支援支部を設置している期間とする。
2. 甲が災害初動時に第3条(3)(4)の支援を行う場合は、原則として支援を受けた機関の負担とする。
ただし、第3条(3)の支援を行う場合で、下記の①～⑤の全てに該当する場合は、甲において経費を負担する。
 - ①災害種別が大規模災害である場合
 - ②被害拡大や二次災害の防止のための、必要最低限の緊急対応である場合(施設復旧ではない)
 - ③広域災害等で、本来緊急対応をすべき者による対応が困難な場合
 - ④国土交通省が非常又は緊急災害対策本部を設置、若しくは非常体制を発令している場合
 - ⑤甲が独自の判断で支援を行った場合

「同協定書」第5条(支援の要請)に記載している国土交通省所管施設等の解釈について

「国土交通省所管施設等」とは、国土交通省が係わる国、県及び市町村が管理する公共施設(河川、ダム、海岸、砂防、道路、橋梁、港湾、空港、鉄道、下水、公園、営繕施設等)を言う。

資料 1－8 災害時の協力に関する協定書

綾川町(以下、「甲」という。)と四国電力株式会社(以下、「乙」という。)とは、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 甲、乙は、大規模地震および台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために、電力供給設備の迅速かつ円滑な復旧をはかるものとする。

(災害情報の提供)

第2条 甲、乙は、相互に、迅速に大規模地震および台風等による災害情報を提供するものとする。

(電力供給設備の復旧)

第3条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら、災害復旧対策の中核となる官公署や医療機関(災害拠点病院など)等への、電力供給設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力供給設備復旧における電源車等の使用は、乙の判断によるものとする。

(復旧作業に対する協力)

第4条 災害により甲が管理する道路が使用不能となり、乙の電力復旧作業に支障が生じた場合、または乙の管理する電柱、配電線等が甲の道路復旧作業に支障が生じた場合においては、甲および乙は、相互の復旧作業が迅速かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

2 乙が電力復旧のために、甲の管理する土地、道路等に、仮設電柱、配電線等の電力供給設備(以下「仮設電柱等」という。)を設置する必要がある場合は、甲は、この協定の目的を尊重し協力する。この場合、復旧の進捗により仮設電柱等が不要となった時は、乙の負担により原状に復するものとする。

3 災害復旧に伴い、乙が仮設電柱等の工事を緊急に行う場合、乙が口頭などの簡易な方法により工事の届出を行うことを認めるものとする。なお、乙は事後、可能な限り速やかに必要な占用許可申請手続等を行うものとする。

(復旧拠点・資材置場等の確保に対する協力)

第5条 災害時において、乙の電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努める。

(平常時の活動)

第6条 甲および乙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平素からの情報交換等、緊急時における問題点の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲および乙は、要請および協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項および本協定の定めについて疑義が生じた場合は、その都度、甲および乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地
綾川町長 藤 井 賢

乙 香川県高松市亀井町7番地9
四国電力株式会社
執行役員 高松支店長 谷 崎 浩 一

資料1-9 大規模災害時における町民等の安否確認に関する協力の申し合わせ

大規模災害時における町民等の安否確認に関する業務を迅速に遂行するため、香川県警察(以下、「甲」という。)と綾川町(以下、「乙」という。)とは、相互に保有する町民等の安否に関する情報の確認に関し、次のとおり申し合わせる。

1 甲が乙に提供する情報

甲は、甲が保有する町民等の安否に関する情報及び大規模災害で被災し、死亡した者を特定する情報(本籍、住所、氏名、生年月日または年齢、性別)を乙に提供するものとする。

2 乙が甲に提供する情報

乙は、前項に記載する甲から提供された情報に関し、乙が保有する情報を基に確認した結果及び乙が保有する町民等の安否に関する情報を甲に提供するものとする。

3 連絡窓口

この申し合わせに関する業務の連絡窓口は、甲においては、香川県警察災害警備本部とし、乙においては、総務課とする。

4 情報確認に関する遵守事項

(1) 保管管理の徹底等

相互に交換した情報は、甲、乙において管理し、公開されている情報以外については、紛失、漏洩等のないよう保管管理を徹底し、保管管理に係る事故が発生した場合は、速やかに連絡するものとする。

(2) 情報の利用制限

甲、乙が相互に交換する情報は、大規模災害時における町民等の安否を確認する目的以外には利用しないものとする。

(3) 情報提供方法及び取扱い

甲、乙が相互に交換する情報は、原則として電磁的記録媒体により提供することとするが、急を要する場合で、避難者及び避難先等に関する情報等は、連絡窓口を通じて、相互に相手先を確認した後に、提供するものとする。ただし、この場合もDV等公開できない情報については、その取扱いについて、十分配慮するものとする。

また、インターネット回線は、利用しないものとする。

(4) 公表に関する事前協議

甲、乙は、情報交換により確認した情報のうち、公開されていない情報を公開する場合は、事前に協議するものとする。

5 その他

この申し合わせに定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度、甲、乙で協議して定めるものとする。

この申し合わせの成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年4月25日

甲 香川県警察 本部長 筋 伊知朗 印

乙 綾川町 町長 藤井 賢 印

資料1-10 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

綾川町(以下「甲」という。)と香川県電気工事業工業組合滝宮支部(以下「乙」という。)は、地震災害、風水害その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合において、甲の管理する公共施設等の電気設備等の復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、公共施設等における電気設備等の復旧に関し、甲が乙に対して、支援協力を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

(協力要請の手続)

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる内容の支援協力を得る必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。

2 甲からの協力要請は、協力業務の内容、期間等を明らかにし、「災害協力要請書」(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後速やかに前述の要請書を提出するものとする。

3 災害規模により乙は、他支部(四国連合会及び全日連合会)に協力要請をすることができる。

(協力業務)

第3条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- (2) 町内における電気に係る事故防止に関すること。
- (3) その他甲が必要とする災害応急対策に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ、相互に協力を要請することができる。

(災害応急対策業務の指示)

第4条 災害応急対策業務実施者は、甲の指示を受けて災害応急対策業務を実施するものとする。

(業務報告)

第5条 災害応急対策業務実施者は、災害応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 この協定に基づき乙が実施した業務に要した費用については、甲、乙協議の上決定し、災害時の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。

(補償)

第7条 この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害のある状態となった場合においては、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用のある場合及び次に掲げる場合を除き、香川県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成16年香川県市町総合事務組合条例第6号)の規定を準用し、甲が補償するものとする。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(連絡責任者)

第8条 この協定に基づく災害応急対策業務を円滑に実施するため、甲においては総務課長を、乙においては滝宮支部支部長を連絡責任者とし、乙は組合員名簿等を毎年甲に提供する。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年4月1日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地
綾川町
町長 藤井 賢 印

乙 香川県坂出市室町2丁目4-15
香川県電気工事業工業組合
支部長 西尾 穂 印

資料 1 - 1 1 災害時における緊急輸送等に関する協定書

綾川町(以下「甲」という。)と大丸タクシー有限会社、有限会社綾南交通及び株式会社あさひ交通綾川営業所(以下「乙」という。)は、災害(災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)に定める災害をいう。)発生時における緊急輸送等の要請に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、風水害及び地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、甲の要請に応じ、乙が所有するタクシー及びバス等(以下「タクシー等」という。)を活用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(緊急輸送等の対象)

第2条 この協定における緊急輸送等の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害に伴う疾病者の搬送
- (2) 災害時要援護者の搬送
- (3) 応急対策に必要な人員及び機材の輸送
- (4) 災害の状況、被害状況の収集
- (5) その他甲が必要と認めるもの

(協力の要請)

第3条 甲は、災害時においてタクシー等の活用を必要とするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明示して、乙の所有するタクシー等の活用を要請するものとする。この要請は、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後に文書で提出するものとする。

- (1) 緊急輸送を要する理由
- (2) 輸送する人員数等
- (3) 乗車(積み込み)場所及び降車(降ろし)場所
- (4) 災害の状況、被害情報を収集する地域
- (5) その他参考となる事項

(対応等)

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、甲の指示により乙が所有するタクシー等を被災した現地に配置させ、その状況を逐次、甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 この協定に基づく協力のために必要な経費は、甲、乙協議して負担する。

(災害補償)

第6条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、綾川町総務課、乙においては、各事務所長とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第9条 この協定は、平成24年9月1日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、協定書4通を作成し、各自1通を保有する。

平成24年9月1日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地
綾川町

藤井 賢 印

乙 香川県綾歌郡綾川町山田下2211番地1
大丸タクシー有限公司
代表取締役 伊賀 敏洋 印

香川県綾歌郡綾川町滝宮548番地6
有限会社綾南交通
代表取締役 村瀬 朋子 印

香川県綾歌郡綾川町北字上ノ原1063番地5
株式会社あさひ交通綾川営業所
管理部長 岡見 利雄 印

資料1-12 災害時におけるタクシー業務無線の活用に関する協定書

綾川町(以下「甲」という。)と大丸タクシー有限会社及び有限会社綾南交通(以下「乙」という。)は、災害(災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)に定める災害をいう。)発生時におけるタクシー業務無線(以下「業務無線」という。)の活用に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、風水害及び地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、甲の要請に応じ、乙が所有する業務無線を活用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時において業務無線の活用を必要とするときは、乙に対し、乙の所有する業務無線の活用を要請するものとする。この要請は、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後に文書で提出するものとする。

(対応等)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに次の各号の対応を綾川町災害対策本部又は綾上支所にて行うものとする。

- (1) 業務無線取扱資格者の派遣
- (2) 業務無線機の提供
- (3) その他必要なもの

(協力の実施)

第4条 甲の要請により派遣された乙の職員は、甲の指示に業務無線を活用してタクシーを被災した現地に配置させ、その状況を逐次、甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 この協定に基づく協力のために必要な経費は、甲、乙協議して負担する。

(災害補償)

第6条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、綾川町総務課、乙においては、各事務所長とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第9条 この協定は、平成24年9月1日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、協定書3通を作成し、各自1通を保有する。

平成24年9月1日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地
綾川町
藤井 賢 印

乙 香川県綾歌郡綾川町山田下2211番地1
大丸タクシー有限公司
代表取締役 伊賀 敏洋 印

香川県綾歌郡綾川町滝宮548番地6
有限会社綾南交通
代表取締役 村瀬 朋子 印

資料 1 - 1 3 災害時における防災活動協力に関する協定書

綾川町(以下「甲」という。)とイオン株式会社西日本カンパニー(以下「乙」という。)は、災害時における被災者に対する防災活動協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、綾川町の区域内で地震災害、風水害その他の大規模災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、乙の協力を得て、甲がより速やかにかつ円滑に被災者の応援救助に係る防災活動を実施するために、必要な事項を定めるものである。

(協力の要請)

第2条 甲は、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品名、数量、場所、期間等を明示した応援要請書(別記様式)をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに応援要請書を提出するものとする。

2 前項に定めるもののほか、甲は、次の事項について、乙に協力要請することができる。

- (1) 乙の店舗(次号において「店舗」という。)において、被災者に対し、一時避難場所、車両退避場所、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (2) 店舗において、被災者に対し、テレビ、ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。

3 甲および乙は、前2項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

(物資の種類)

第3条 前条第1項の物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) 食料品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他の取扱商品

(物資の価格)

第4条 乙が、第2条第3号の規定する防災協力により供給した物資の価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲および乙間で協議して決定するものとする。

(物資の受渡し)

第5条 物資の受渡し場所は、乙の営業に支障のない範囲において、甲が指定するものとし、甲は、当該場所へ職員を派遣し、物資を確認の上これを受け取るものとする。

2 甲が受け取った物資の代金は、受け取り後、支払うものとする。

(車両優先通行の確保)

第6条 甲は、災害時において乙が物資の配送および供給を行う車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(情報交換)

第7条 甲および乙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平素からの情報交換および甲が行う防災訓練等を通じて、緊急時における問題点の把握等に努めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲および乙は、協力要請および連絡事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者をあらかじめ選任するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲および乙からの文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項または、この協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲および乙が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年6月27日

甲 綾川町 綾川町長

大阪市福島区海老江一丁目1番23号
乙 イオン株式会社西日本カンパニー
執行役支社長

資料1-14 災害時における物資の提供等に関する協定書

綾川町(以下「甲」という。)と四国コカ・コーラボトリング株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における物資の提供に関する協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、綾川町の区域内で、地震災害、風水害その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 町内に災害が発生若しくは発生するおそれがある場合(地震にあつては震度5弱以上、その他同等以上の災害)において、甲の災害対策本部から物資の提供について要請があったときは、乙は次条に規定する内容により協力するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、災害時緊急対応型自動販売機の機内在庫の商品を甲に無償提供するとともに、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。この場合において交通網、通信、電力の供給の不通等で商品の供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

(申請の手続)

第4条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請ができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(平常時の活動)

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練を通じて緊急時における問題点の把握等に努めるものとする。

(有効期間)

第6条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれから協定解消の申出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申出は、1カ月前までに相手方に申出るものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成19年2月21日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地

綾川町長 藤井 賢

乙 香川県高松市春日町 1378 番地
四国コカ・コーラボトリング株式会社

専務取締役 営業本部長 大内 喬

【一般対策編 第2章 第20節 食料、飲料水及び生活物資確保計画】

【一般対策編 第3章 第14節 食料供給計画】

【震災対策編 第2章 第13節 食料、飲料水及び生活物資確保計画】

【震災対策編 第3章 第14節 食料供給計画】

資料 1 - 1 5 災害時における物資の提供等に関する協定書

綾川町(以下「甲」という。)と香川ペプシコーラ株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における物資の提供に関する協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、綾川町の区域内で、地震災害、風水害その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 町内に災害が発生若しくは発生するおそれがある場合(地震にあつては震度5弱以上、その他同等以上の災害)において、甲の災害対策本部から物資の提供について要請があつたときは、乙は次条に規定する内容により協力するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、災害時緊急対応型自動販売機の機内在庫の商品を甲に無償提供するとともに、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。この場合において交通網、通信、電力の供給の不通等で商品の供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

(申請の手続)

第4条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請ができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(平常時の活動)

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練を通じて緊急時における問題点の把握等に努めるものとする。

(有効期間)

第6条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれから協定解消の申出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申出は、1カ月前までに相手方に申出るものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成 24 年 9 月 28 日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地

綾川町長

乙 香川県坂出市府中町 5326-5

香川ペプシコーラ販売株式会社

代表取締役社長

資料1-16 災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書

綾川町長 藤井 賢(以下「甲」という。)、株式会社 富士クリーン 代表取締役 馬場一雄(以下「乙」という。)、株式会社 富士建設工業 代表取締役 串田勝利(以下「丙」という。)、及び株式会社 リソーシズ 代表取締役 沖川 修(以下「丁」という。))は、災害発生時における廃棄物の処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲の区域内において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という)が発生した場合に、災害により発生した廃棄物(以下「災害廃棄物」という)の撤去や処理等に関して必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請等)

第2条 甲は、被災した次に掲げる事業(以下「災害廃棄物の処理等」という)について、乙、丙、丁に対して協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号の実施に伴う必要な事業

2 甲は、乙、丙、丁に対して前項の協力を要請するときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 協力の要請内容
- (2) その他必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第3条 乙、丙及び丁は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材等を確保し、災害廃棄物の処理等に協力するものとする。

2 乙、丙及び丁は、災害廃棄物の処理等を実施するにあたり、関係法令を遵守し、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の処理等に従事する作業員の安全確保を図ること。
- (3) 通常契約の業務に影響がないように配慮すること。

(情報の提供)

第4条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、乙、丙及び丁に対して被災状況、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

(実施の報告)

第5条 乙、丙及び丁は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) 実施機関
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 第2条第1項の要請に基づき乙、丙及び丁が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲と乙、丙及び丁との通常の委託金額を基準として、協議のもと支払うものとする。

(協定書の有効期間)

第7条 この協定は、平成23年7月15日から効力を有するものとし、甲、乙、丙及び丁が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度それぞれが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 23 年 7 月 15 日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地
綾川町
綾川町長 藤井 賢 印

乙 香川県綾歌郡綾川町山田下 2994 番地 1
株式会社 富士クリーン
代表取締役 馬場 一雄 印

丙 香川県綾歌郡綾川町山田下 2994 番地 1
株式会社 富士建設工業
代表取締役 串田 勝利 印

丁 香川県高松市室町 1907 番地 36
株式会社 リソーシズ
代表取締役 沖川 修 印

資料 1 - 17 災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書

社会福祉法人 共済会(以下「甲」という。)と綾川町(以下「乙」という。)は、災害が発生し又はそのおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、在宅での生活が困難となった又はそれが見込まれる要介護認定者及び緊急に避難を要する高齢者(以下「要援護高齢者」という。)の甲に属する特別養護老人ホーム(以下「施設」という。)での受け入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時の要援護高齢者の施設での受け入れ等に関し、甲、乙の間の必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第2条 甲は、災害時には、乙に対し、受け入れ可能数等の情報を提供するものとする。

2 乙は、前項により得た情報を管理するとともに、避難を希望する要援護高齢者に対して提供するものとする。

(受け入れ)

第3条 施設は、災害時には、要援護高齢者をその希望等により一時的に受け入れるよう努めるものとする。

2 乙は、施設が前項に定める受け入れを効果的に行えるよう、関係機関に対して、連携を要請するものとする。

(介護保険法上の取扱い)

第4条 乙は、前条の規定に基づき、施設が介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第13項の規定による短期入所生活介護として受け入れた結果、定員を超過した場合には、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)の第138条又は140条の12のただし書きに該当するものとして取り扱うものとする。

(ボランティア等の要請と協力)

第5条 乙は、甲が災害時にボランティア等を要請するに際して、これに協力するものとする。

2 甲は、被災した施設からの入所者受け入れ要請があれば、これに応じるものとし、乙はこれに協力するものとする。

(在宅復帰への支援)

第6条 乙は、施設が受け入れした要援護高齢者の早期な在宅復帰のため、当該施設と連携を図るものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙からの文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲、乙間において協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 23 年8月1日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮 376 番地2
社会福祉法人 共済会 理事長 宮 武 利 弘

乙 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地
綾 川 町 長 藤 井 賢

資料1-18 災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書

社会福祉法人 福寿会(以下「甲」という。)と綾川町(以下「乙」という。)は、災害が発生し又はそのおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、在宅での生活が困難となった又はそれが見込まれる要介護認定者及び緊急に避難を要する高齢者(以下「要援護高齢者」という。)の甲に属する特別養護老人ホーム(以下「施設」という。)での受け入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時の要援護高齢者の施設での受け入れ等に関し、甲、乙の間の必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第2条 甲は、災害時には、乙に対し、受け入れ可能数等の情報を提供するものとする。

2 乙は、前項により得た情報を管理するとともに、避難を希望する要援護高齢者に対して提供するものとする。

(受け入れ)

第3条 施設は、災害時には、要援護高齢者をその希望等により一時的に受け入れるよう努めるものとする。

2 乙は、施設が前項に定める受け入れを効果的に行えるよう、関係機関に対して、連携を要請するものとする。

(介護保険法上の取扱い)

第4条 乙は、前条の規定に基づき、施設が介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第13項の規定による短期入所生活介護として受け入れた結果、定員を超過した場合には、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)の第138条又は140条の12のただし書きに該当するものとして取り扱うものとする。

(ボランティア等の要請と協力)

第5条 乙は、甲が災害時にボランティア等を要請するに際して、これに協力するものとする。

2 甲は、被災した施設からの入所者受け入れ要請があれば、これに応じるものとし、乙はこれに協力するものとする。

(在宅復帰への支援)

第6条 乙は、施設が受け入れした要援護高齢者の早期な在宅復帰のため、当該施設と連携を図るものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙からの文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲、乙間において協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 23 年8月1日

甲 香川県綾歌郡綾川町山田下山王 435 番地4
社会福祉法人 福寿会 理事長 伊 賀 恭 子

乙 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地
綾 川 町 長 藤 井 賢

資料1-19 災害時における応急措置等の実施に関する協定書

綾川町(以下「甲」という。)と綾川町安全対策協議会(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結した。

(趣旨)

第1条 この協定は、綾川町の区域内で、地震災害、風水害その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、または発生しようとしている場合において、甲の管理する公共土木施設および土地改良施設等について乙が行う災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第62条第1項に規定する応急措置および復旧措置に係る建設機械等の応援出動(以下「応急措置等」という。)の協力に関し、必要な事項を定める。

(協力要請等)

第2条 甲は、応急措置等を実施する場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話または口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

(協力の内容)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急措置等を実施する態勢をとり、必要な人員および資機材等を提供し、甲の指示に従い、応急措置等を実施するものとする。

2 乙は、必要がある場合は、甲の承諾を得て他の団体等と連携して応急措置等に従事することができる。

(費用の請求等)

第4条 前条の応急措置等に要した費用は、乙の請求に基づき甲が支払うものとする。

(個人情報の保護)

第5条 乙は、この協定による活動を行うため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

(災害補償)

第6条 第3条の規定に基づき、応急措置等に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、またはその業務による負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用のある場合を除き、香川県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成18年条例第7号)の規定を適用し補償する。

(報告)

第7条 乙は、この協定による応急措置等について協力できる人員および資機材等の状況を毎年4月30日までに甲に報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲および乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年9月1日

甲 綾川町
綾川町長 藤井 賢

乙 綾川町安全対策協議会
会 長 影山 康弘

【一般対策編 第2章 第16節 防災業務体制整備計画】

【震災対策編 第2章 第9節 防災業務体制整備計画】

資料1-20 災害時における応急措置等の実施に関する協定書

綾川町(以下「甲」という)と綾川町じつはら会(以下「乙」という)は甲区域内で発生した大規模な災害(以下大規模災害という)への支援活動について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害の災害により、甲が管理する公共施設及び工作物等の応急支援活動の実施に関し、甲が乙に対し協力を要請する場合の必要事項を定めるものとする。

(大規模災害の定義)

第2条 この協定書において、大規模災害とは甲が災害対策本部を設置した災害又はこれに準じると甲が判断した災害をいう。

(支援要請)

第3条 甲は災害が発生し、乙の支援活動が必要であると認めるときは、乙に対し支援要請を行うものとする。

2 乙は甲から支援要請があったときは、特別な事情がない限り、甲に協力するものとする。

(支援活動内容)

第4条 乙は甲から支援要請を受けたときは、甲の指示に従い人員及び資材並びに専門的技術を提供する。

(支援活動の報告)

第5条 乙は支援活動が終了したときは、速やかに支援内容を甲に報告する。

(費用の負担及び請求)

第6条 甲の要請により、乙が要請事項を実施するために要した費用は、原則として甲の定める基準に基づき、甲が負担するものとする。

(補償)

第7条 甲からの協力要請に応じて支援活動を従事した者がそのために死亡又は負傷(身体の障害を含む)となった場合における補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により補償するものとする。

(協議)

第8条 この協議に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(費用)

第9条 この協定は平成23年6月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成23年6月1日

(甲) 香川県綾歌郡綾川町滝宮299
綾川町長 藤井 賢 印

(乙) 香川県綾歌郡綾川町羽床上2718-29番地
綾川町協力会
会長 實原 照彦 印

綾川町協力会名簿

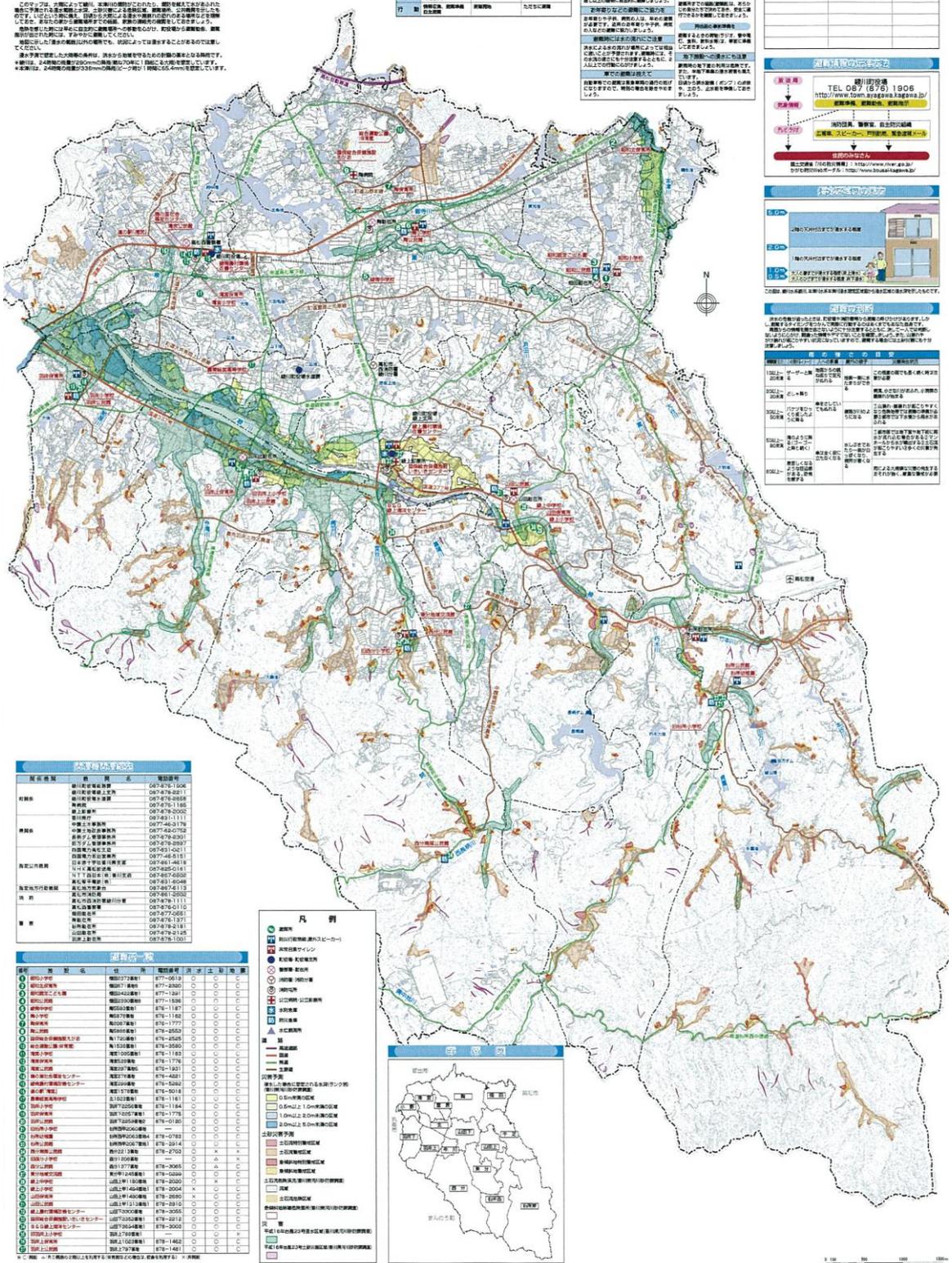
平成23年5月17日現在

	会員名	代表者	所在地	防災担当者	電話番号
1	じつはら建設(株)	實原 健太郎	綾歌郡綾川町羽床上2718-29	實原 健太郎	087-878-3101
2	(有)ハウスリフォーム	村山 好治	綾歌郡綾川町滝宮297-42	村山 好治	087-876-2400
3	(有)中尾工務店	中尾 勉	綾歌郡綾川町陶4570-1	中尾 勉	087-876-0273
4	長尾電機水道	合場 正行	綾歌郡綾川町羽床182	合場 正行	087-876-1033
5	十河の石屋さん	十河 茂之	綾歌郡綾川町萱原385-1	十河 茂之	087-876-0266
6	香川県管工事業協同 組合連合会	理事長 土居 正幸	綾歌郡綾川町畑田588-2	理事長 土居 正幸	087-877-0202

資料1-21 綾川町防災マップ

綾川町防災マップ

この防災マップは、町域内における災害発生時の被害想定に基づき、避難経路や避難場所、避難所などを示しています。また、災害発生時の対応や、避難所での生活についても示しています。この防災マップは、町民の防災意識の向上と、災害発生時の被害の軽減を図ることを目的としています。



町内電話	町内電話	町内電話
町民センター	087-76-1006	町民センター
町民センター	087-76-2021	町民センター
町民センター	087-76-2022	町民センター
町民センター	087-76-1185	町民センター
町民センター	087-76-2023	町民センター
町民センター	087-76-2024	町民センター
町民センター	087-76-2025	町民センター
町民センター	087-76-2026	町民センター
町民センター	087-76-2027	町民センター
町民センター	087-76-2028	町民センター
町民センター	087-76-2029	町民センター
町民センター	087-76-2030	町民センター
町民センター	087-76-2031	町民センター
町民センター	087-76-2032	町民センター
町民センター	087-76-2033	町民センター
町民センター	087-76-2034	町民センター
町民センター	087-76-2035	町民センター
町民センター	087-76-2036	町民センター
町民センター	087-76-2037	町民センター
町民センター	087-76-2038	町民センター
町民センター	087-76-2039	町民センター
町民センター	087-76-2040	町民センター
町民センター	087-76-2041	町民センター
町民センター	087-76-2042	町民センター
町民センター	087-76-2043	町民センター
町民センター	087-76-2044	町民センター
町民センター	087-76-2045	町民センター
町民センター	087-76-2046	町民センター
町民センター	087-76-2047	町民センター
町民センター	087-76-2048	町民センター
町民センター	087-76-2049	町民センター
町民センター	087-76-2050	町民センター

避難所	避難所	避難所
町民センター	087-76-1006	町民センター
町民センター	087-76-2021	町民センター
町民センター	087-76-2022	町民センター
町民センター	087-76-1185	町民センター
町民センター	087-76-2023	町民センター
町民センター	087-76-2024	町民センター
町民センター	087-76-2025	町民センター
町民センター	087-76-2026	町民センター
町民センター	087-76-2027	町民センター
町民センター	087-76-2028	町民センター
町民センター	087-76-2029	町民センター
町民センター	087-76-2030	町民センター
町民センター	087-76-2031	町民センター
町民センター	087-76-2032	町民センター
町民センター	087-76-2033	町民センター
町民センター	087-76-2034	町民センター
町民センター	087-76-2035	町民センター
町民センター	087-76-2036	町民センター
町民センター	087-76-2037	町民センター
町民センター	087-76-2038	町民センター
町民センター	087-76-2039	町民センター
町民センター	087-76-2040	町民センター
町民センター	087-76-2041	町民センター
町民センター	087-76-2042	町民センター
町民センター	087-76-2043	町民センター
町民センター	087-76-2044	町民センター
町民センター	087-76-2045	町民センター
町民センター	087-76-2046	町民センター
町民センター	087-76-2047	町民センター
町民センター	087-76-2048	町民センター
町民センター	087-76-2049	町民センター
町民センター	087-76-2050	町民センター

【一般対策編 第1章 第4節 被害想定】
 【一般対策編 第2章 第2節 砂防対策計画】
 【一般対策編 第2章 第3節 河川防災対策計画】

【 2 防災上注意すべき区域等】

資料 2 - 1 河川重要水防区域

【危険度判定基準】

判定基準 事項		条 件	危険度判定基準				
			A	B	C	D	E
1	機能度	i) 改修計画で定められた河川断面が確保されている。 ii) 改修計画のない区間では、10年に1回程度の出水に対し、河道流下能力が確保されている。ただし、下流部で改修計画の有る場合は、上下流整合性を考慮し、10年に限定しないものとする。	×			○	
2	耐用度	i) 護岸の老朽化及び根入不足。 ii) 天然河岸の河床洗掘及び河岸侵食状況。ただし、山間部等の災害復旧を必要としない区間は、危険区間より除外する。	×	○	× or ○	×	○
3	重要度	用途地域、DID地域等の重要築堤河道区間である。	重 要		その他	重要 or その他	
評 価			水防上最も重要で早急な対策が必要	災害復旧では効果不十分	災害復旧で十分	現状で十分	

注記：○印は安全、×印は危険箇所を示す。

【1級水系指定区間】 1水系1河川

番号	水系名	河川名	関係土木事務所	担当水防 管理団体	危険度区分					計
					A	B	C	D	E	
1	土器川	備中地川	中讃土木事務所	まんのう町 綾川町			1,300	310	1,688	3,298
一級水系計（1水系1河川）							1,300	310	1,688	3,298

【2級水系県管理区間】 2水系18河川

番号	水系名	河川名	関係土木事務所	担当水防 管理団体	危険度区分					計
					A	B	C	D	E	
1	本津川	本津川	高松土木事務所 中讃土木事務所	高松市 綾川町		100	9,970	60	11,240	21,370
2	綾川	綾川	中讃土木事務所 高松土木事務所	坂出市 綾川町 高松市			11,000	6,230	20,983	38,213
3	〃	富川	中讃土木事務所	綾川町			2,440	20	7,760	10,220
4	〃	御寺川	〃	〃			1,800		400	2,200
5	〃	淵田川	〃	〃			2,900		1,130	4,030
6	〃	大谷川	〃	〃					4,028	4,028
7	〃	飴屋川	〃	〃			900		143	1,043
8	〃	今滝川	〃	〃			2,580		1,818	4,398
9	〃	梶羽川	〃	〃			1,590	590	1,812	3,992
10	〃	堂谷川	〃	〃			2,450		1,060	3,510
11	〃	菖蒲川	〃	〃			1,550		1,118	2,668
12	〃	田万川	〃	〃				590	8,364	8,954
13	〃	朽木川	〃	〃			110		1,490	1,600
14	〃	竹本川	中讃土木事務所 高松土木事務所	綾川町 香川町			550	150	5,349	5,969
15	〃	本谷川	中讃土木事務所	綾川町			600		1,400	2,000
16	〃	貞重川	〃	〃				440	2,960	3,400
17	〃	西長柄川	〃	〃				3,471	220	3,691
18	〃	開川	〃	〃				690	890	1,580
二級水系計（2水系18河川）						100	38,440	12,161	72,165	122,866

【一般対策編 第2章 第3節 河川防災対策計画】

【一般対策編 第3章 第28節 水防等活動計画】

【震災対策編 第3章 第26節 二次災害防止対策計画】

資料2-2 ため池重要水防区域

69箇所

No	堰堤名	関係河川名	規模			関係土地改良事務所	担当水防管理団体	重要水防区域 ha	予想される危険	対策水防工法	備考
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千t						
1	徳利池	綾川	121.2	8.7	91.8	中讃土地改良事務所	綾川町	162.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	山田地区水利組合
2	宮谷池	綾川	50.0	12.7	30.7	中讃土地改良事務所	綾川町	67.8	漏水決壊	土俵積立・杭打	五箇所池水利組合
3	大西上池	綾川	26.0	4.9	1.4	中讃土地改良事務所	綾川町	1.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	(代)大西武雄
4	護間谷池	綾川	36.0	4.5	1.8	中讃土地改良事務所	綾川町	1.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	(代)仲西正則
5	半田子池	綾川	25.0	4.0	0.3	中讃土地改良事務所	綾川町	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打	(代)前田 栄
6	リンレイ池	綾川	29.0	4.0	0.3	中讃土地改良事務所	綾川町	0.5	漏水決壊	土俵積立・杭打	(代)田岡善徳
7	大興寺池	綾川	23.0	3.2	1.1	中讃土地改良事務所	綾川町	1.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	(代)大西シエ子
8	柳谷下池	綾川	38.0	6.4	8.2	中讃土地改良事務所	綾川町	14.6	漏水決壊	土俵積立・杭打	柳谷池水利組合
9	柳谷上池	綾川	48.0	7.1	10.1	中讃土地改良事務所	綾川町	14.6	漏水決壊	土俵積立・杭打	柳谷池水利組合
10	北条池	綾川	312.0	11.6	1,317.0	中讃土地改良事務所	綾川町	675.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	北条池土改区
11	新開池	綾川	120.2	3.1	12.5	中讃土地改良事務所	綾川町	28.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	高司上池水利組合
12	実光池	綾川	176.8	5.1	103.3	中讃土地改良事務所	綾川町	50.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	実光池水利組合
13	新池	綾川	62.4	4.8	11.1	中讃土地改良事務所	綾川町	46.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	北地区水利組合
14	上池	綾川	63.7	11.3	33.9	中讃土地改良事務所	綾川町	23.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	上池水利組合
15	新池(萱原)	綾川	96.0	5.5	27.6	中讃土地改良事務所	綾川町	81.1	漏水決壊	土俵積立・杭打	萱原水土改良区
16	札池	本津川	59.0	3.0	3.0	中讃土地改良事務所	綾川町	3.6	漏水決壊	土俵積立・杭打	札池水利組合

No	堰堤名	関係 河川名	規 模			関係土地改 良事務所	担当水防 管理団体	重要 水防 区域 ha	予想され る危険	対策水 防工法	備 考
			堤 長 m	堤 高 m	貯水量 千 t						
17	九十谷池	綾川	45.0	6.3	9.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	6.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	(代)田辺健 次
18	山の神池	綾川	168.0	7.7	31.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	10.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	(代)田辺健 次
19	林が谷池	綾川	78.0	5.9	7.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	6.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	(代)長柄敏 文
20	平池	綾川	252.0	4.0	24.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	8.8	漏水決壊	土俵積 立・杭打	(代)森 政弘
21	今坂池	綾川	50.0	8.4	18.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	15.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	(代)長尾 寛
22	新池	綾川	60.0	4.8	2.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	6.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	(代)秦利明
23	平芝池	綾川	40.0	4.1	1.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	(代)秦敏行
24	川原谷下池	綾川	47.0	6.3	5.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	(代)十河広 一
25	前池	綾川	52.0	7.0	2.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	9.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	(代)楠原猛
26	宮池	本津川	92.0	2.3	5.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	32.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	(代)森田一 美
27	甲骨池	綾川	84.0	3.0	13.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	12.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	内場池土地 改良区
28	国定池	綾川	65.0	4.3	7.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	9.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	(代)中尾俊 文
29	皿池	綾川	113.0	3.0	5.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	15.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	(代)杉山清
30	打田池	本津川	150.0	3.1	28.9	中讃土地 改良事務所	綾川町	11.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	内場池土地 改良区
31	石が谷池	本津川	185.0	8.6	12.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	4.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	石が谷池水 利組合
32	僧の池	綾川	70.0	3.0	5.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	僧の池水利 組合
33	鵜戸池	綾川	149.0	7.9	26.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	10.8	漏水決壊	土俵積 立・杭打	鵜戸池水利 組合

No	堰堤名	関係 河川名	規 模			関係土地改 良事務所	担当水防 管理団体	重要 水防 区域 ha	予想され る危険	対策水 防工法	備 考
			堤 長 m	堤 高 m	貯水量 千 t						
34	新開池	綾川	112.0	6.0	13.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	萱原用水土 地改良区
35	永富池	綾川	92.0	23.2	356.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	590.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	永富池土地 改良区
36	朽木大池	綾川	100.0	14.2	172.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	42.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	朽木大池水 利組合
37	大桑池	綾川	130.0	14.8	162.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	50.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	大桑池水利 組合
38	鶴生池	本津川	236.0	15.1	337.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	71.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	国分寺町土 地改良区
39	大谷池	綾川	267.0	14.0	536.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	45.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	大谷池水利 組合
40	西池	綾川	80.0	4.2	110.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	三好源三郎
41	赤坂上池	綾川	65.0	7.9	121.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	24.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	赤坂上池水 利組合
42	大羽茂池	綾川	303.0	10.3	145.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	55.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	大羽茂池水 利組合
43	大池	綾川	115.0	10.3	100.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	41.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	大池水利組 合
44	山下池	綾川	526.0	6.3	101.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	41.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	山下池水利 組合
45	二区池	綾川	95.0	10.2	128.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	23.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	二区池水利 組合
46	大池	綾川	110.0	8.8	167.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	22.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	堤池水利組 合
47	奥の池	綾川	102.0	8.8	36.9	中讃土地 改良事務所	綾川町	27.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	奥の池水利 組合
48	立石池	綾川	80.0	6.9	2.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.8	漏水決壊	土俵積 立・杭打	立石池水利 組合
49	合池	綾川	88.0	7.7	9.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	合池水利組 合
50	四郎右衛門 池	本津川	120.0	4.0	7.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	四郎右衛門 池水利組合

No	堰堤名	関係 河川名	規 模			関係土地改 良事務所	担当水防 管理団体	重要 水防 区域 ha	予想され る危険	対策水 防工法	備 考
			堤 長 m	堤 高 m	貯水量 千 t						
51	長池	本津川	160.0	2.7	5.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.7	漏水決壊	土俵積 立・杭打	長池水利組 合
52	常福寺池	綾川	80.0	1.9	1.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	10.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	内場池土改 区組合長
53	孫田池	綾川	93.0	2.2	7.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	善正勉
54	彦左衛門池	綾川	86.0	2.5	6.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	福家正信
55	中池	綾川	88.0	3.4	11.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	萱原水土 地改良区
56	小池	綾川	80.0	2.6	2.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	14.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	森政弘
57	地頭上池	綾川	166.0	4.6	8.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	12.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	北水利組合
58	一区池	綾川	115.0	13.0	169.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	31.8	漏水決壊	土俵積 立・杭打	萱原水土 地改良区
59	前佐古池	綾川	42.0	2.8	2.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.8	漏水決壊	土俵積 立・杭打	尾狭池水利 組合
60	頭吉池	綾川	55.0	6.3	5.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	尾狭池水利 組合
61	宮上池	綾川	24.0	3.2	0.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	宮上池水利 組合
62	出ノ久保池	綾川	39.0	4.8	5.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	6.1	漏水決壊	土俵積 立・杭打	出ノ久保池 水利組合
63	塊場上池	綾川	36.0	5.1	0.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	4.7	漏水決壊	土俵積 立・杭打	塊場上池水 利組合
64	吉ヶ佐古池	綾川	47.0	6.6	12.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	8.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	吉ヶ佐古池 水利組合
65	米田池	綾川	51.0	5.4	2.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	6.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	米田池水利 組合
66	奥の池	綾川	55.0	4.9	2.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	6.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	奥の池水利 組合
67	後の池	綾川	37.0	3.7	0.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	後の池水利 組合

No	堰堤名	関係 河川名	規 模			関係土地改 良事務所	担当水防 管理団体	重要 水防 区域 ha	予想され る危険	対策水 防工法	備 考
			堤 長 m	堤 高 m	貯水量 千 t						
68	大道池	綾川	44.0	5.8	2.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	大道池水利 組合
69	砂池	綾川	40.0	5.4	0.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.1	漏水決壊	土俵積 立・杭打	砂池水利組 合

重要水防区域の面積が1ha未満の地区は、少数点以下2位四捨五入、1位止めとする。

重要水防区域の面積は示された数位まで計算し、集計して四捨五入とする。

【一般対策編 第2章 第4節 ため池等農地防災対策計画】

【一般対策編 第3章 第25節 農林水産関係応急対策計画】

【震災対策編 第3章 第25節 農林水産関係応急対策計画】

【震災対策編 第3章 第26節 二次災害防止対策計画】

資料 2 - 3 急傾斜地崩壊危険箇所

【自然Ⅰ】・・・21箇所

番号	箇所名	位置			地形			人家 (戸)	関係土木事務所	担当水防 管理団体
		郡	町	大字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)			
1	宮地	綾歌郡	綾川町	粉所西	45	270	30	15	中讃土木事務所	綾川町
2	仲和田	〃	〃	粉所東	51	140	6	4	〃	〃
3	堂谷(1)	〃	〃	西分	45	320	30	20	〃	〃
4	堂谷(2)	〃	〃	〃	45	75	14	3	〃	〃
5	堂谷(3)	〃	〃	〃	41	100	5	5	〃	〃
6	梶羽	〃	〃	〃	43	100	7	5	〃	〃
7	境場	〃	〃	〃	65	320	5	12	〃	〃
8	開	〃	〃	〃	57	150	10	6	〃	〃
9	南山(1)	〃	〃	山田上	45	185	11	29	〃	〃
10	西末則	〃	〃	山田下	50	210	9	8	〃	〃
11	下柏原	〃	〃	粉所東	38	150	45	3	〃	〃
12	新名	〃	〃	粉所西	35	35	7	2	〃	〃
13	山下	〃	〃	山田下	48	75	15	5	〃	〃
14	平見(2)	〃	〃	〃	65	150	13	3	〃	〃
15	開(5)	〃	〃	西分	31	80	24	3	〃	〃
16	山角	〃	〃	〃	48	20	8	2	〃	〃
17	本谷(1)	〃	〃	千疋	60	180	20	5	〃	〃
18	本谷(2)	〃	〃	〃	47	110	11	5	〃	〃
19	御山	〃	〃	北	45	180	11	9	〃	〃
20	上千疋(3)	〃	〃	千疋	61	230	27	7	〃	〃
21	西遠田	〃	〃	〃	45	190	10	4	〃	〃
	計							155		

【自然Ⅱ】・・・144箇所

番号	箇所名	位置			地形			人家 (戸)	関係土木事務所	担当水防 管理団体
		郡	町	大字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)			
1	小野東	綾歌郡	綾川町	粉所東	69	60	21	1	中讃土木事務所	綾川町
2	下新名	〃	〃	粉所西	47	110	5	4	〃	〃
3	赤羽	〃	〃	〃	43	45	10	2	〃	〃
4	朽木	〃	〃	〃	39	90	10	3	〃	〃
5	楠(1)	〃	〃	西分	43	100	8	3	〃	〃
6	浦田	〃	〃	〃	42	95	24	3	〃	〃
7	栗原	〃	〃	山田上	48	120	50	2	〃	〃
8	清成	〃	〃	〃	54	70	14	1	〃	〃
9	鎌手	〃	〃	〃	42	90	8	2	〃	〃
10	南山(2)	〃	〃	〃	53	100	14	2	〃	〃
11	正末	〃	〃	〃	54	80	19	2	〃	〃
12	小野中	〃	〃	粉所東	45	90	17	3	〃	〃
13	長田	〃	〃	山田下	40	40	25	3	〃	〃
14	平見	〃	〃	〃	50	60	6	3	〃	〃
15	台	〃	〃	〃	63	70	5	1	〃	〃
16	菖蒲	〃	〃	東分	45	100	10	2	〃	〃
17	末国	〃	〃	〃	49	45	10	1	〃	〃
18	四歩市(1)	〃	〃	〃	44	150	6	4	〃	〃
19	四歩市(2)	〃	〃	〃	57	100	16	2	〃	〃
20	西蓮	〃	〃	羽床上	54	50	6	1	〃	〃
21	長谷	〃	〃	〃	40	100	14	2	〃	〃

番号	箇所名	位置			地形			人家 (戸)	関係土木事務所	担当水防 管理団体
		郡	町	大字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)			
22	矢谷	〃	〃	〃	40	70	9	1	〃	〃
23	大星	〃	〃	牛川	59	75	10	1	〃	〃
24	鎌手(2)	〃	〃	山田上	46	60	9	2	〃	〃
25	西俊則	〃	〃	〃	34	25	16	1	〃	〃
26	大星(2)	〃	〃	牛川	64	60	7	3	〃	〃
27	長田(2)	〃	〃	山田下	67	35	6	2	〃	〃
28	西蓮(2)	〃	〃	羽床上	50	45	6	2	〃	〃
29	長谷(2)	〃	〃	〃	56	50	20	1	〃	〃
30	相津	〃	〃	粉所東	32	50	25	1	〃	〃
31	相津(2)	〃	〃	〃	36	50	53	2	〃	〃
32	上柏原	〃	〃	〃	40	55	25	1	〃	〃
33	横谷	〃	〃	〃	40	40	30	1	〃	〃
34	仲和田(4)	〃	〃	〃	31	45	25	1	〃	〃
35	仲和田(3)	〃	〃	〃	42	40	20	1	〃	〃
36	仲和田(2)	〃	〃	〃	43	80	22	3	〃	〃
37	猿飼	〃	〃	〃	38	60	9	1	〃	〃
38	猿飼(2)	〃	〃	〃	50	70	30	1	〃	〃
39	貞重(2)	〃	〃	〃	30	40	23	1	〃	〃
40	貞重(3)	〃	〃	〃	64	50	42	2	〃	〃
41	貞重(5)	〃	〃	〃	37	40	30	1	〃	〃
42	貞重(4)	〃	〃	〃	43	40	12	1	〃	〃
43	下柏原(2)	〃	〃	〃	30	110	150	1	〃	〃
44	小野西	〃	〃	粉所西	51	110	32	4	〃	〃
45	小野西(2)	〃	〃	〃	30	65	30	1	〃	〃
46	小野西(3)	〃	〃	〃	55	50	20	1	〃	〃
47	清成(2)	〃	〃	山田上	42	55	16	1	〃	〃
48	下新名(2)	〃	〃	粉所西	33	50	50	1	〃	〃
49	下新名(3)	〃	〃	〃	50	60	30	1	〃	〃
50	下新名(4)	〃	〃	〃	34	50	12	1	〃	〃
51	新名(2)	〃	〃	〃	42	40	25	1	〃	〃
52	赤羽(2)	〃	〃	〃	41	45	34	1	〃	〃
53	赤羽(3)	〃	〃	〃	53	70	12	2	〃	〃
54	栗原(2)	〃	〃	山田上	49	45	35	1	〃	〃
55	鎌手(7)	〃	〃	〃	39	40	8	2	〃	〃
56	鎌手(3)	〃	〃	〃	56	45	6	1	〃	〃
57	鎌手(4)	〃	〃	〃	46	50	17	1	〃	〃
58	鎌手(5)	〃	〃	〃	47	30	8	2	〃	〃
59	遠郷	〃	〃	〃	51	90	21	2	〃	〃
60	南山(3)	〃	〃	〃	45	40	30	1	〃	〃
61	長柄(2)	〃	〃	東分	34	20	20	1	〃	〃
62	長柄	〃	〃	〃	50	25	25	1	〃	〃
63	祐久	〃	〃	〃	69	55	11	3	〃	〃
64	宮地(2)	〃	〃	〃	83	50	18	1	〃	〃
65	萩の戸	〃	〃	〃	33	30	18	1	〃	〃
66	萩の戸(2)	〃	〃	〃	36	50	12	1	〃	〃
67	大山田	〃	〃	〃	45	50	15	2	〃	〃
68	東北山	〃	〃	山田下	59	35	7	2	〃	〃
69	東北山(2)	〃	〃	〃	33	40	8	1	〃	〃
70	内間	〃	〃	〃	45	50	19	1	〃	〃
71	法導寺	〃	〃	〃	45	30	10	2	〃	〃
72	長田(3)	〃	〃	〃	40	25	5	1	〃	〃
73	吉田	〃	〃	〃	37	30	11	1	〃	〃
74	吉田(3)	〃	〃	〃	53	35	7	1	〃	〃

番号	箇所名	位 置			地 形			人家 (戸)	関係土木事務所	担当水防 管理団体
		郡	町	大字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)			
75	吉田(2)	〃	〃	〃	42	40	5	1	〃	〃
76	吉田(4)	〃	〃	〃	58	65	25	3	〃	〃
77	牛ノ子堂	〃	〃	西分	58	30	16	1	〃	〃
78	曲木(2)	〃	〃	〃	45	55	30	1	〃	〃
79	曲木	〃	〃	〃	61	45	20	1	〃	〃
80	開(2)	〃	〃	〃	38	35	34	2	〃	〃
81	開(3)	〃	〃	〃	64	55	47	2	〃	〃
82	開(4)	〃	〃	〃	54	40	40	1	〃	〃
83	角ヶ内(5)	〃	〃	〃	56	80	16	1	〃	〃
84	角ヶ内	〃	〃	〃	34	45	14	1	〃	〃
85	角ヶ内(3)	〃	〃	〃	58	60	30	2	〃	〃
86	角ヶ内(4)	〃	〃	〃	41	30	8	1	〃	〃
87	堂谷(5)	〃	〃	〃	36	30	26	1	〃	〃
88	山角(2)	〃	〃	〃	52	80	12	2	〃	〃
89	大相	〃	〃	〃	64	85	15	3	〃	〃
90	大相(2)	〃	〃	〃	48	30	11	1	〃	〃
91	岩角	〃	〃	〃	76	35	12	1	〃	〃
92	楠(3)	〃	〃	〃	48	50	13	2	〃	〃
93	楠(4)	〃	〃	〃	49	30	18	1	〃	〃
94	浦田(3)	〃	〃	〃	39	50	23	1	〃	〃
95	浦田(2)	〃	〃	〃	46	45	16	2	〃	〃
96	梶羽(2)	〃	〃	〃	31	45	19	1	〃	〃
97	境場(3)	〃	〃	〃	50	35	18	1	〃	〃
98	境場(2)	〃	〃	〃	49	40	17	1	〃	〃
99	高尾	〃	〃	〃	53	35	30	1	〃	〃
100	高尾(2)	〃	〃	〃	44	50	14	1	〃	〃
101	室田	〃	〃	牛川	42	80	20	2	〃	〃
102	室田(5)	〃	〃	〃	42	45	13	1	〃	〃
103	室田(3)	〃	〃	〃	55	35	12	1	〃	〃
104	室田(2)	〃	〃	〃	52	45	13	1	〃	〃
105	室田(4)	〃	〃	〃	43	35	13	1	〃	〃
106	泉谷	〃	〃	〃	45	35	22	2	〃	〃
107	大星(3)	〃	〃	〃	35	20	20	2	〃	〃
108	矢谷(2)	〃	〃	羽床上	50	60	17	2	〃	〃
109	葛巻	〃	〃	〃	61	35	8	1	〃	〃
110	葛巻(4)	〃	〃	〃	49	45	43	1	〃	〃
111	葛巻(3)	〃	〃	〃	41	55	75	1	〃	〃
112	西蓮(4)	〃	〃	〃	70	50	14	2	〃	〃
113	西蓮(5)	〃	〃	〃	42	30	19	1	〃	〃
114	西蓮(3)	〃	〃	〃	31	95	27	2	〃	〃
115	今滝	〃	〃	〃	30	75	6	1	〃	〃
116	今滝(2)	〃	〃	〃	45	50	5	1	〃	〃
117	今滝(3)	〃	〃	〃	47	55	20	2	〃	〃
118	中尾	〃	〃	〃	42	40	11	1	〃	〃
119	長谷(3)	〃	〃	〃	32	45	15	1	〃	〃
120	長谷(4)	〃	〃	〃	57	70	28	1	〃	〃
121	長谷(5)	〃	〃	〃	38	55	25	2	〃	〃
122	梶羽(3)	〃	〃	西分	43	20	7	1	〃	〃
123	一里山	〃	〃	小野	40	95	12	1	〃	〃
124	辰巳	〃	〃	陶	45	75	5	2	〃	〃
125	東遠田	〃	〃	千疋	44	150	12	4	〃	〃
126	奥谷	〃	〃	羽床下	48	170	8	3	〃	〃
127	上千疋	〃	〃	千疋	57	135	6	3	〃	〃

番号	箇所名	位置			地形			人家 (戸)	関係土木事務所	担当水防 管理団体
		郡	町	大字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)			
128	上の谷	〃	〃	〃	38	80	6	1	〃	〃
129	上千疋(2)	〃	〃	〃	62	50	5	2	〃	〃
130	上の谷(2)	〃	〃	〃	38	30	7	2	〃	〃
131	上千疋(4)	〃	〃	〃	46	30	12	1	〃	〃
132	上千疋(5)	〃	〃	〃	42	40	12	2	〃	〃
133	大谷下	〃	〃	〃	50	90	16	3	〃	〃
134	東遠田(2)	〃	〃	〃	42	30	10	3	〃	〃
135	東遠田(3)	〃	〃	〃	48	35	15	2	〃	〃
136	飼野	〃	〃	陶	56	60	18	1	〃	〃
137	飼野(2)	〃	〃	〃	45	45	7	2	〃	〃
138	団子出	〃	〃	〃	46	30	6	1	〃	〃
139	山原西	〃	〃	〃	32	30	7	1	〃	〃
140	一里山(2)	〃	〃	小野	33	90	15	3	〃	〃
141	奥谷(2)	〃	〃	羽床下	45	90	24	2	〃	〃
142	奥谷(3)	〃	〃	〃	45	40	17	2	〃	〃
143	大林	〃	〃	〃	53	50	8	2	〃	〃
144	丸河	〃	〃	〃	46	20	7	1	〃	〃
計							231			

【人工Ⅰ】・・・5箇所

番号	箇所名	位置			地形			人家 (戸)	関係土木事務所	担当水防 管理団体
		郡	町	大字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)			
1	貞重	綾歌郡	綾川町	粉所東	50	55	25	0	中讃土木事務所	綾川町
2	山原	〃	〃	畑田	37	140	30	18	〃	〃
3	グリーン ハイツ	〃	〃	萱原	49	140	13	7	〃	〃
4	畑田団地	〃	〃	畑田	45	350	12	21	〃	〃
5	十瓶団地	〃	〃	陶	45	125	9	8	〃	〃
計								54		

【人工Ⅱ】・・・12箇所

番号	箇所名	位置			地形			人家 (戸)	関係土木事務所	担当水防 管理団体
		郡	町	大字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)			
1	土井	綾歌郡	綾川町	東分	43	50	11	1	中讃土木事務所	綾川町
2	鎌手(6)	〃	〃	山田上	44	30	8	2	〃	〃
3	堂谷(4)	〃	〃	西分	42	25	11	2	〃	〃
4	大相(3)	〃	〃	〃	40	30	23	1	〃	〃
5	角ヶ内(2)	〃	〃	〃	53	40	18	1	〃	〃
6	葛巻(2)	〃	〃	羽床上	50	35	21	1	〃	〃
7	浦山	〃	〃	小野	46	80	6	4	〃	〃
8	福向	〃	〃	〃	44	100	9	2	〃	〃
9	本谷(3)	〃	〃	千疋	59	50	25	2	〃	〃
10	東森末	〃	〃	陶	68	60	12	1	〃	〃
11	一里山(3)	〃	〃	小野	44	70	8	3	〃	〃
12	一里山(4)	〃	〃	〃	49	50	14	2	〃	〃
計								22		

【一般対策編 第2章 第2節 砂防対策計画】

【一般対策編 第3章 第28節 水防等活動計画】

【震災対策編 第2章 第3節 地盤災害等予防計画】

【震災対策編 第3章 第26節 二次災害防止対策計画】

資料2-4 土石流危険溪流

【土石流危険溪流Ⅰ】・・・28箇所

番号	河川名			位置			地形		担当水防管理団体	関係事務所等
	水系名	河川名	溪流名	郡市	町	字	流路延長(km)	流域面積(km ²)		
1	綾川	竹本川	下田万川	綾歌郡	綾川町	粉所東 竹本	0.11	0.05	綾川町	中讃土木事務所
2	〃	〃	東川北東川	〃	〃	粉所東 川北	0.11	0.10	〃	〃
3	〃	〃	南横谷東川	〃	〃	粉所東 横谷	0.23	0.12	〃	〃
4	〃	〃	南横谷西川	〃	〃	粉所東 川北	0.04	0.03	〃	〃
5	〃	田万川	国時川	〃	〃	粉所西 東朽木	0.30	0.05	〃	〃
6	〃	〃	宮地東川	〃	〃	粉所西 小野北	0.10	0.03	〃	〃
7	〃	〃	木戸浦西川	〃	〃	粉所東 猿飼	0.05	0.02	〃	〃
8	〃	貞重川	横谷川	〃	〃	粉所東 横谷	0.38	0.46	〃	〃
9	〃	〃	萩谷川	〃	〃	〃	0.14	0.06	〃	〃
10	〃	綾川	下柏原川	〃	〃	粉所東 下柏原	0.27	0.09	〃	〃
11	〃	〃	新名西川	〃	〃	粉所西 上新名	0.27	0.05	〃	〃
12	〃	〃	新名東川	〃	〃	〃	0.14	0.02	〃	〃
13	〃	開川	西開川	〃	〃	西分 開	0.18	0.23	〃	〃
14	〃	綾川	高山南西川	〃	〃	東分 宮地下	0.11	0.04	〃	〃
15	〃	〃	高山南中川	〃	〃	〃	0.11	0.01	〃	〃
16	〃	〃	西栗原川	〃	〃	山田上 西栗原	0.10	0.03	〃	〃
17	〃	堂谷川	堂谷川	〃	〃	西分 堂谷西	0.55	0.33	〃	〃
18	〃	梶羽川	梶羽川	〃	〃	西分 梶羽上	0.22	0.14	〃	〃
19	〃	今滝川	足原上川	〃	〃	羽床上 西蓮	0.10	0.10	〃	〃
20	〃	〃	足原下川	〃	〃	〃	0.06	0.02	〃	〃
21	〃	御寺川	北内川①	〃	〃	陶 北山田東	0.42	0.12	〃	〃
22	〃	〃	北内川②	〃	〃	陶 北内	0.13	0.08	〃	〃
23	〃	飴屋川	大林川①	〃	〃	羽床下 丸河	0.07	0.02	〃	〃
24	〃	〃	石内川①	〃	〃	〃	0.56	0.15	〃	〃
25	〃	〃	石内川②	〃	〃	〃	0.19	0.02	〃	〃
26	〃	綾川	松谷川①	〃	〃	小野 内間東	0.16	0.10	〃	〃
27	〃	〃	横山川	〃	〃	小野 内間西	0.33	0.04	〃	〃
28	〃	〃	藤尾川	〃	〃	滝宮 藤尾	0.06	0.03	〃	〃

【土石流危険溪流Ⅱ】・・・135箇所

番号	河川名			位置			地形		担当水防管理団体	関係事務所等
	水系名	河川名	溪流名	郡	町	字	流路延長(km)	流域面積(km ²)		
1	綾川	淵田川	清成北川	綾歌郡	綾川町	山田上 清成	0.04	0.05	綾川町	中讃土木事務所
2	〃	〃	清成南川	〃	〃	〃	0.09	0.04	〃	〃
3	〃	田万川	峯ヶ内西川	〃	〃	粉所西 峯ヶ内	0.10	0.09	〃	〃
4	〃	竹本川	西山西川	〃	〃	粉所東 田万	0.14	0.03	〃	〃
5	〃	〃	西山東川	〃	〃	粉所東 竹本	0.13	0.06	〃	〃
6	〃	〃	北横谷西川	〃	〃	粉所東 川北	0.12	0.03	〃	〃
7	〃	〃	北横谷中川	〃	〃	〃	0.11	0.04	〃	〃
8	〃	〃	北横谷東川	〃	〃	粉所東 横谷	0.21	0.03	〃	〃
9	〃	〃	南横谷下川	〃	〃	粉所東 川北	0.10	0.01	〃	〃
10	〃	〃	南横谷中川	〃	〃	〃	0.15	0.03	〃	〃
11	〃	本谷川	東下和田川	〃	〃	粉所東 本谷	0.08	0.02	〃	〃
12	〃	〃	本谷川	〃	〃	〃	0.12	0.10	〃	〃
13	〃	〃	西本谷川	〃	〃	〃	0.04	0.07	〃	〃
14	〃	田万川	北地川	〃	〃	粉所東 小野東	0.36	0.08	〃	〃

番号	河川名			位置			地形		担当水防 管理団体	関係事務所等
	水系名	河川名	溪流名	郡	町	字	流路延長 (km)	流域面積 (km ²)		
15	"	"	長相川	"	"	粉所東 長相	0.11	0.03	"	"
16	"	"	坂川	"	"	粉所東 相津	0.07	0.07	"	"
17	"	"	庄坂川	"	"	粉所東 仲和田	0.15	0.10	"	"
18	"	"	日吉西川	"	"	粉所東 相津	0.21	0.08	"	"
19	"	"	日吉東川	"	"	"	0.33	0.05	"	"
20	"	"	山神東川	"	"	"	0.68	0.48	"	"
21	"	"	相津川	"	"	"	0.80	0.18	"	"
22	"	"	山神西川	"	"	"	0.83	0.50	"	"
23	"	"	山神中川	"	"	"	0.06	0.06	"	"
24	"	"	猿飼川	"	"	粉所東 猿飼	0.50	0.19	"	"
25	"	"	小谷東川	"	"	"	0.66	0.07	"	"
26	"	"	小谷西川	"	"	"	0.65	0.25	"	"
27	"	"	若狭下川	"	"	"	0.10	0.05	"	"
28	"	"	若狭上川	"	"	"	0.20	0.26	"	"
29	"	貞重川	楯谷川	"	"	粉所東 貞重	0.09	0.04	"	"
30	"	"	永富上川	"	"	"	0.32	0.24	"	"
31	"	"	貞重川	"	"	"	0.75	0.58	"	"
32	"	"	下田井上川	"	"	"	0.11	0.02	"	"
33	"	"	下田井下川	"	"	"	0.13	0.02	"	"
34	"	"	萩谷東上川	"	"	"	0.07	0.02	"	"
35	"	田万川	西小野川	"	"	粉所西 小野中	0.27	0.11	"	"
36	"	綾川	上栗原下川	"	"	山田上 東栗原	0.08	0.03	"	"
37	"	"	上栗原中川	"	"	"	0.07	0.06	"	"
38	"	"	西朽木川	"	"	粉所西 西朽木	0.07	0.04	"	"
39	"	"	桑内下川	"	"	粉所西 下新名	0.49	0.28	"	"
40	"	"	桑内上川	"	"	"	0.17	0.04	"	"
41	"	"	信常川	"	"	"	1.24	0.52	"	"
42	"	"	信ヶ原川	"	"	"	0.15	0.03	"	"
43	"	"	上新名東川	"	"	粉所西 上新名	0.63	0.13	"	"
44	"	"	上新名中川	"	"	"	0.17	0.03	"	"
45	"	"	上新名西川	"	"	"	0.28	0.08	"	"
46	"	"	林境上川	"	"	粉所東 下柏原	0.11	0.02	"	"
47	"	"	林境中川	"	"	"	0.18	0.04	"	"
48	"	"	木地伐川	"	"	"	1.14	0.54	"	"
49	"	"	林境下川	"	"	"	0.10	0.02	"	"
50	"	"	浦の谷西川	"	"	"	0.10	0.02	"	"
51	"	"	浦の谷中川	"	"	"	0.09	0.01	"	"
52	"	"	浦の谷東川	"	"	"	0.05	0.03	"	"
53	"	"	宮下西上川	"	"	粉所東 上柏原	0.16	0.04	"	"
54	"	"	宮下西下川	"	"	"	0.06	0.02	"	"
55	"	"	弘法西下川	"	"	"	0.12	0.02	"	"
56	"	"	弘法西中川	"	"	"	0.15	0.04	"	"
57	"	"	弘法西上川	"	"	"	0.17	0.13	"	"
58	"	"	弘法東上川	"	"	"	0.45	0.15	"	"
59	"	"	弘法東中川	"	"	"	0.49	0.11	"	"
60	"	"	弘法東下川	"	"	"	0.14	0.03	"	"
61	"	"	宮下東上川	"	"	"	0.74	0.19	"	"
62	"	"	宮下東中川	"	"	"	0.30	0.04	"	"
63	"	"	宮下東下川	"	"	"	0.14	0.04	"	"
64	"	"	日浦川	"	"	"	0.24	0.04	"	"
65	"	"	孫浦東川	"	"	"	1.01	0.17	"	"
66	"	"	孫浦西川	"	"	"	0.70	0.25	"	"
67	"	"	動割谷川	"	"	"	0.85	1.34	"	"

番号	河川名			位置			地形		担当水防 管理団体	関係事務所等
	水系名	河川名	溪流名	郡	町	字	流路延長 (km)	流域面積 (km ²)		
68	"	"	上柏原川	"	"	"	0.70	0.32	"	"
69	"	"	獅子鼻川	"	"	"	1.07	0.36	"	"
70	"	"	牛ノ子堂川	"	"	粉所西 上新名	1.13	0.64	"	"
71	"	"	向山西川	"	"	"	0.29	0.08	"	"
72	"	"	向山東川	"	"	"	0.33	0.08	"	"
73	"	"	地頭川	"	"	"	0.18	0.04	"	"
74	"	"	長柄上川	"	"	粉所西 下新名	0.19	0.08	"	"
75	"	西長柄川	曲木東川	"	"	西分 曲木	0.28	0.04	"	"
76	"	"	曲木中川	"	"	"	0.27	0.08	"	"
77	"	"	曲木西川	"	"	西分 曲木	0.19	0.06	"	"
78	"	"	東角ヶ内下川	"	"	西分 角ヶ内	0.45	0.14	"	"
79	"	"	東角ヶ内上川	"	"	西分 猪尾	0.32	0.06	"	"
80	土器川	備中地川	猪尾上川	"	"	"	0.22	0.16	"	"
81	綾川	西長柄川	西角ヶ内上川	"	"	西分 角ヶ内	0.26	0.15	"	"
82	"	"	高鉢川	"	"	西分 岩角	0.15	0.25	"	"
83	"	"	角ヶ内下川	"	"	西分 角ヶ内	0.21	0.03	"	"
84	"	"	角ヶ内上川	"	"	"	0.41	0.20	"	"
85	"	開川	西開上川	"	"	西分 開	0.12	0.02	"	"
86	"	"	西開下川	"	"	"	0.09	0.06	"	"
87	"	"	大相上川	"	"	西分 新大相	0.19	0.06	"	"
88	"	"	東開川	"	"	西分 開	0.18	0.13	"	"
89	"	綾川	祐久東川	"	"	山田上 南山	0.27	0.16	"	"
90	"	"	祐久中川	"	"	"	0.06	0.05	"	"
91	"	"	祐久西川	"	"	東分 祐久	0.14	0.07	"	"
92	"	菖浦川	末国東川	"	"	東分 末国	0.19	0.09	"	"
93	"	堂谷川	土井上川	"	"	東分 土井	0.23	0.07	"	"
94	"	"	浦田東川	"	"	西分 浦田東	0.17	0.07	"	"
95	"	"	浦田上西川	"	"	"	0.09	0.04	"	"
96	"	梶羽川	西常清西川	"	"	西分 境場	0.29	0.10	"	"
97	"	"	大桑上東川	"	"	"	0.20	0.05	"	"
98	"	"	大桑上西川	"	"	"	0.35	0.20	"	"
99	"	"	大桑下南川	"	"	西分 梶羽上	0.23	0.07	"	"
100	"	"	大桑下北川	"	"	"	0.15	0.05	"	"
101	"	"	室田南川	"	"	牛川 大星	0.03	0.03	"	"
102	"	今滝川	兜東川	"	"	羽床上 葛巻上	0.17	0.07	"	"
103	"	"	兜西川	"	"	"	0.62	0.53	"	"
104	"	"	長谷川	"	"	羽床上 長谷	0.26	0.20	"	"
105	"	"	為成南川	"	"	羽床上 葛巻上	0.03	0.02	"	"
106	"	"	為成中川	"	"	"	0.12	0.02	"	"
107	"	"	為成北川	"	"	"	0.30	0.06	"	"
108	"	"	下西蓮上川	"	"	羽床上 長谷	0.09	0.07	"	"
109	"	"	下西蓮中川	"	"	羽床上 西蓮	0.15	0.06	"	"
110	"	"	西足原上川	"	"	羽床上 今滝	0.18	0.04	"	"
111	"	大谷川	下大谷川②	"	"	千疋 大谷下	0.04	0.02	"	"
112	"	"	下大谷川①	"	"	"	0.04	0.02	"	"
113	"	"	小屋谷川②	"	"	千疋上の谷第一	0.06	0.03	"	"
114	"	"	上大谷川②	"	"	千疋 大谷上	0.11	0.01	"	"
115	"	"	上大谷川①	"	"	千疋 大谷上	0.06	0.01	"	"
116	"	富川	蔵下川	"	"	千疋 上本谷	0.15	0.04	"	"
117	"	"	常行川②	"	"	"	0.07	0.02	"	"
118	"	"	常行川①	"	"	千疋 上千疋	0.23	0.04	"	"
119	"	"	千疋西原川②	"	"	"	0.20	0.06	"	"
120	"	"	千疋西原川①	"	"	"	0.06	0.02	"	"

番号	河川名			位置			地形		担当水防 管理団体	関係事務所等
	水系名	河川名	溪流名	郡	町	字	流路延長 (km)	流域面積 (km ²)		
121	〃	〃	柿木原川	〃	〃	千疋 上本谷	0.07	0.01	〃	〃
122	〃	淵田川	節付川	〃	〃	千疋 西遠田	0.05	0.02	〃	〃
123	〃	富川	東飼野川②	〃	〃	陶 飼野上	0.08	0.03	〃	〃
124	〃	〃	東飼野川①	〃	〃	〃	0.11	0.02	〃	〃
125	〃	〃	有信上川	〃	〃	陶 団子出	0.03	0.02	〃	〃
126	〃	今滝川	東谷川①	〃	〃	羽床下 奥谷上	0.27	0.08	〃	〃
127	〃	飴屋川	東谷川②	〃	〃	〃	0.08	0.02	〃	〃
128	〃	〃	清永川①	〃	〃	〃	0.53	0.41	〃	〃
129	〃	〃	清永川②	〃	〃	〃	0.14	0.02	〃	〃
130	〃	〃	清永川③	〃	〃	〃	0.08	0.04	〃	〃
131	〃	〃	大林川②	〃	〃	羽床下 丸河	0.19	0.08	〃	〃
132	〃	〃	大谷川①	〃	〃	〃	0.63	0.20	〃	〃
133	〃	〃	大谷川②	〃	〃	〃	0.25	0.05	〃	〃
134	〃	〃	大谷川③	〃	〃	〃	0.06	0.01	〃	〃
135	〃	綾川	松谷川②	〃	〃	小野 内間西	0.06	0.08	〃	〃

【一般対策編 第2章 第2節 砂防対策計画】

【一般対策編 第3章 第28節 水防等活動計画】

【震災対策編 第2章 第3節 地盤災害等予防計画】

【震災対策編 第3章 第26節 二次災害防止対策計画】

資料2-5 高堰堤

【県管理高堰堤（ダム）】

番号	名称	河川名	規模			位置	管理人
			堤長(m)	堤高(m)	貯水量(千m ³)		
1	長柄ダム	綾川	124.00	30.00	4,210	綾川町	香川県
2	田万ダム	綾川支流田万川	180.00	49.00	1,600	〃	〃

【土地改良区管理高堰堤（溜池）】

番号	名称	河川名	規模			位置	管理人
			堤長(m)	堤高(m)	貯水量(千m ³)		
1	永富池	綾川 貞重川	79	20.8	356	綾川町	綾歌郡 永富池土地改良区
2	宮谷池	綾川 堂谷川	48	16.3	35	〃	五ヶ所池水利組合
3	鵜生池	本津川 本津川	236	15.1	337	〃	鵜生池水利組合

【一般対策編 第2章 第3節 河川防災対策計画】

【一般対策編 第3章 第28節 水防等活動計画】

資料 2 - 6 山腹崩壊危険地区

【国有林】

番号	位 置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
	郡	町	大字	字			
381-1	綾歌	綾川	檜原		2	2	香川森林管理事務所
381-2	〃	〃	藤川		1	1	〃
381-3	〃	〃	〃		1	1	〃
381-4	〃	〃	粉所		1	0	〃

【民有林】

番号	位 置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
	郡	町	大字	字			
381-001	綾歌	綾川	羽床上	西蓮	1	5	西部林業事務所
381-002	〃	〃	〃		5	1	〃
381-003	〃	〃	〃	梶羽	3	6	〃
381-004	〃	〃	〃	〃	5	4	〃
381-005	〃	〃	西分	古細	10	0	〃
381-006	〃	〃	〃	〃	10	5	〃
381-007	〃	〃	〃	浦田	11	10	〃
381-008	〃	〃	東分	四歩市	3	3	〃
381-009	〃	〃	西分	東開	3	5	〃
381-010	〃	〃	〃	角ヶ内	6	3	〃
381-011	〃	〃	〃	曲木	3	3	〃
381-012	〃	〃	〃	〃	7	1	〃
381-013	〃	〃	〃	〃	5	2	〃
381-014	〃	〃	粉所	新名	5	2	〃
381-015	〃	〃	粉所西	〃	10	5	〃
381-016	〃	〃	〃	下新名	3	2	〃
381-017	〃	〃	粉所東	上柏原	3	0	〃
381-018	〃	〃	〃	〃	5	0	〃
381-019	〃	〃	〃	小野	3	2	〃
381-020	〃	〃	〃	貞重	6	3	〃
381-021	〃	〃	〃	〃	5	1	〃
381-022	〃	〃	〃	〃	8	4	〃
381-023	〃	〃	〃	相津	1	3	〃
381-024	〃	〃	〃	猿飼	5	3	〃
381-025	〃	〃	〃	相津	2	3	〃
381-026	〃	〃	〃		2	0	〃
381-027	〃	〃	〃	川北	1	4	〃
382-001	〃	〃	千疋	本谷	1	8	〃
382-002	〃	〃	〃	大谷	2	6	〃
382-003	〃	〃	陶	羽間	5	6	〃
382-004	〃	〃	〃	川北	5	11	〃
382-005	〃	〃	〃	山原西	8	25	〃
382-006	〃	〃	〃	北山田	6	20	〃

【一般対策編 第2章 第1節 治山対策計画】

【一般対策編 第3章 第28節 水防等活動計画】

【震災対策編 第3章 第26節 二次災害防止対策計画】

資料 2 - 7 崩壊土砂流出危険地区

【国有林】

番号	位 置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
	郡	町	大字	字			
381-1	綾歌	綾川	粉所		0.36	1	香川森林管理事務所

【民有林】

番号	位 置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
	郡	町	大字	字			
381-001	綾歌	綾川	羽床上	長谷	1.92	1	西部林業事務所
381-002	〃	〃	〃	〃	1.92	0	〃
381-003	〃	〃	〃	〃	0.36	0	〃
381-004	〃	〃	〃	〃	0.48	1	〃
381-005	〃	〃	〃	梶羽	0.12	5	〃
381-006	〃	〃	〃	兜	0.9	1	〃
381-007	〃	〃	西分	古細	0.36	0	〃
381-008	〃	〃	〃	常清	0.6	1	〃
381-009	〃	〃	〃	古細	0.6	0	〃
381-010	〃	〃	〃	〃	0.36	0	〃
381-011	〃	〃	〃	浦田	0.75	8	〃
381-012	〃	〃	〃	大相	0.45	10	〃
381-013	〃	〃	〃	東開	0.36	5	〃
381-014	〃	〃	〃	〃	0.3	1	〃
381-015	〃	〃	〃	西開	0.18	0	〃
381-016	〃	〃	〃	東開	0.3	5	〃
381-017	〃	〃	〃	〃	1.68	3	〃
381-018	〃	〃	西分	角ヶ内	1.08	2	〃
381-019	〃	〃	〃	〃	0.9	3	〃
381-020	〃	〃	〃	〃	0.6	3	〃
381-021	〃	〃	〃	〃	0.45	0	〃
381-022	〃	〃	〃	〃	0.6	0	〃
381-023	〃	〃	〃	〃	1.08	1	〃
381-024	〃	〃	〃	猪尾	0.3	3	〃
381-025	〃	〃	〃	〃	0.18	5	〃
381-026	〃	〃	〃	〃	0.72	3	〃
381-027	〃	〃	〃	〃	0.9	4	〃
381-028	〃	〃	〃	〃	1.08	4	〃
381-029	〃	〃	〃	角ヶ内	0.48	1	〃
381-030	〃	〃	〃	〃	0.9	1	〃
381-031	〃	〃	東分	曲木	0.45	3	〃
381-032	〃	〃	〃	〃	0.45	3	〃
381-033	〃	〃	〃	〃	0.6	1	〃
381-034	〃	〃	〃	〃	0.45	2	〃
381-035	〃	〃	粉所西	新名	0.45	2	〃
381-036	〃	〃	〃	〃	0.72	1	〃
381-037	〃	〃	〃	下新名	0.6	1	〃
381-038	〃	〃	西分	藤川	0.84	1	〃
381-039	〃	〃	粉所西	上新名	2.55	0	〃
381-040	〃	〃	粉所東	下柏原	0.45	0	〃
381-041	〃	〃	〃	〃	1.8	3	〃
381-042	〃	〃	〃	〃	0.75	0	〃
381-043	〃	〃	〃	〃	2.64	0	〃

番号	位 置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
	郡	町	大字	字			
381-044	''	''	''	''	1.62	2	''
381-045	''	''	''	''	1.2	0	''
381-046	''	''	''	''	1.8	0	''
381-047	''	''	''	上柏原	1.8	3	''
381-048	''	''	''	''	0.27	0	''
381-049	''	''	''	''	0.72	1	''
381-050	''	''	''	''	1.68	1	''
381-051	''	''	''	''	1.47	1	''
381-052	''	''	''	''	0.45	1	''
381-053	''	''	''	''	2.4	0	''
381-054	''	''	''	''	1.5	0	''
381-055	''	''	''	未子所	3.12	1	''
381-056	''	''	粉所西	新名	1.26	0	''
381-057	''	''	''	上新名	0.12	6	''
381-058	''	''	粉所	新名	0.9	2	''
381-059	''	''	''	''	1.26	1	''
381-060	''	''	粉所西	''	0.9	3	''
381-061	''	''	''	''	0.54	2	''
381-062	''	''	''	赤羽西	0.12	0	''
381-063	''	''	粉所	新名	1.35	0	''
381-064	''	''	粉所東	小野	0.54	2	''
381-065	''	''	''	浦谷	1.44	4	''
381-066	''	''	''	貞重	0.9	5	''
381-067	''	''	''	猿飼	0.75	5	''
381-068	''	''	''	''	0.72	3	''
381-069	''	''	''	''	1.44	7	''
381-070	''	''	''	''	0.54	5	''
381-071	''	''	''	''	0.6	2	''
381-072	''	''	''	若狭	0.54	0	''
381-073	''	''	''	''	0.6	0	''
381-074	''	''	''	相津	0.72	0	''
381-075	綾歌	綾川	粉所東	相津	1.8	1	''
381-076	''	''	''	''	0.48	4	''
381-077	''	''	''	''	1.35	2	''
381-078	''	''	西分	''	0.74	0	''
381-079	''	''	東分	''	0.19	0	''
381-080	''	''	''	吉谷	0.15	0	''
381-081	''	''	粉所西	立石	0.25	0	''
381-082	''	''	西分	行道	0.66	1	''
381-083	''	''	粉所西	岡田井	1.13	1	''
381-084	''	''	粉所東	''	0.63	1	''
381-085	''	''	''	横谷	0.24	2	''
381-086	''	''	''	川北	0.53	2	''
381-087	''	''	''	''	0.18	13	''
381-088	''	''	''	''	0.36	5	''
382-001	''	''	小野	内間	0.36	18	''
382-002	''	''	羽床下	原	0.9	0	''
382-003	''	''	''	''	0.36	0	''
382-004	''	''	''	丸河	1.08	6	''
382-005	''	''	''	''	0.9	3	''
382-006	''	''	''	石内	0.36	11	''
382-007	''	''	''	''	0.6	2	''
382-008	''	''	''	''	0.24	2	''

番号	位 置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
	郡	町	大字	字			
382-009	〃	〃	〃	奥谷	0.18	9	〃
382-010	〃	〃	滝宮	大原	0.18	0	〃
382-011	〃	〃	陶	中原	0.3	10	〃
382-012	〃	〃	〃	日原	0.54	20	〃
382-013	〃	〃	〃	宮敷	0.45	17	〃
382-014	〃	〃	〃	北山田	0.36	0	〃

【一般対策編 第2章 第1節 治山対策計画】

【一般対策編 第3章 第28節 水防等活動計画】

【震災対策編 第3章 第26節 二次災害防止対策計画】

資料2-8 土砂災害と前兆現象の種類

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視 覚	山・斜面・ がけ	・溪流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる	・がけに割れ目がみえる ・がけから小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす	・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったたりする
	水	・川の水が異常に濁る ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・土砂の流出	・表面流が生じる ・がけから水が噴き出す ・湧水が濁りだす	・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹木	・濁水に流木が混じり出す	・樹木が傾く	・樹木が傾く
	その他	・溪流内の火花	—	・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴 覚		・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音	・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする	・樹木の根が切れる音がする
嗅 覚		・腐った土の臭いがする	—	—

【一般対策編 第3章 第4節 気象情報等伝達計画】

資料2-9 浸水想定区域内災害時要援護者施設一覧

施設名称	所在地	危険要素		電話番号
		綾川	本津川	
よしだ内科消化器科医院	綾川町小野 1147-6	○		876-5110
綾川町立羽床上保育所	綾川町羽床上 1023-1	○		878-1462
綾川町国民健康保険羽床上診療所	綾川町羽床上 605-8	○		878-1483
綾川町立山田保育所	綾川町山田上甲 1490	○		878-2680

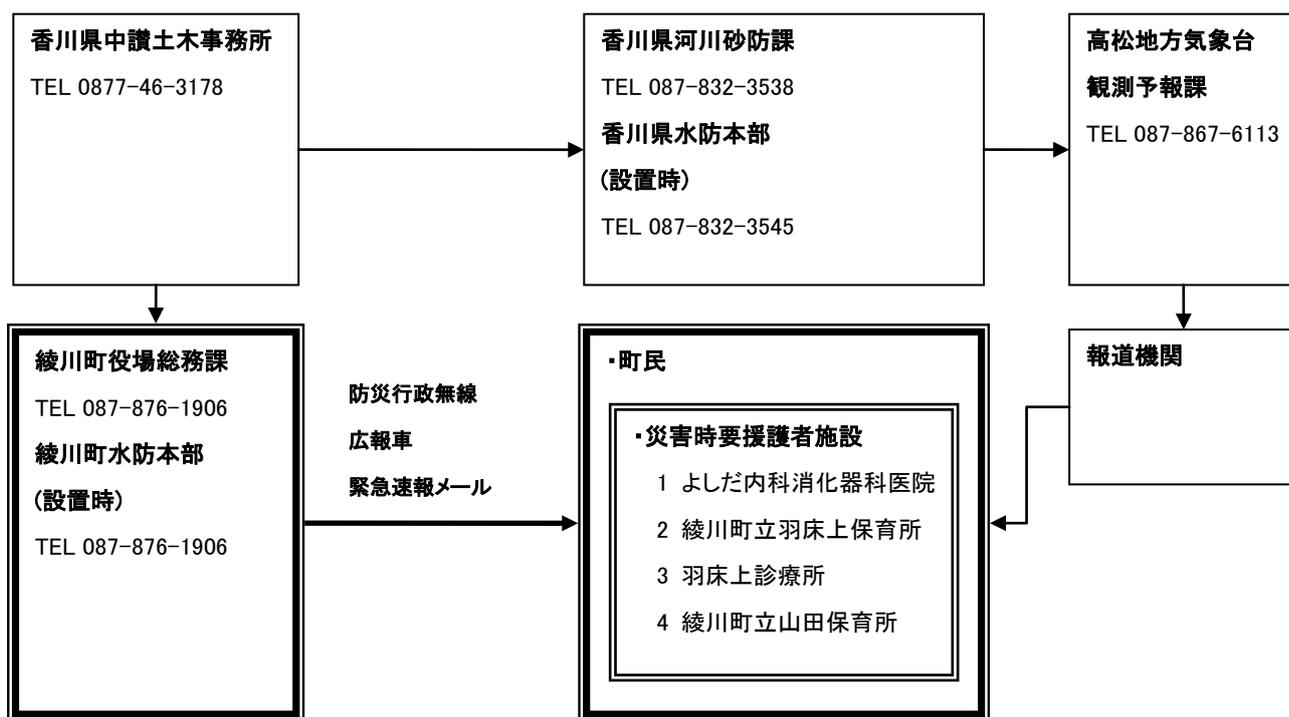
【一般対策編 第2章 第4節 河川防災対策計画】

資料 2 - 1 0 綾川・本津川水位情報伝達経路図

(浸水想定区域内災害時要援護者施設への伝達経路)

綾川町内を流れる、綾川水系綾川、本津川水系本津川が香川県から水防警報河川および水位周知河川に指定されたことにより、流域住民への水位情報および避難情報を下記に基づき伝達する。

【本津川(上流)・綾川(上流)】

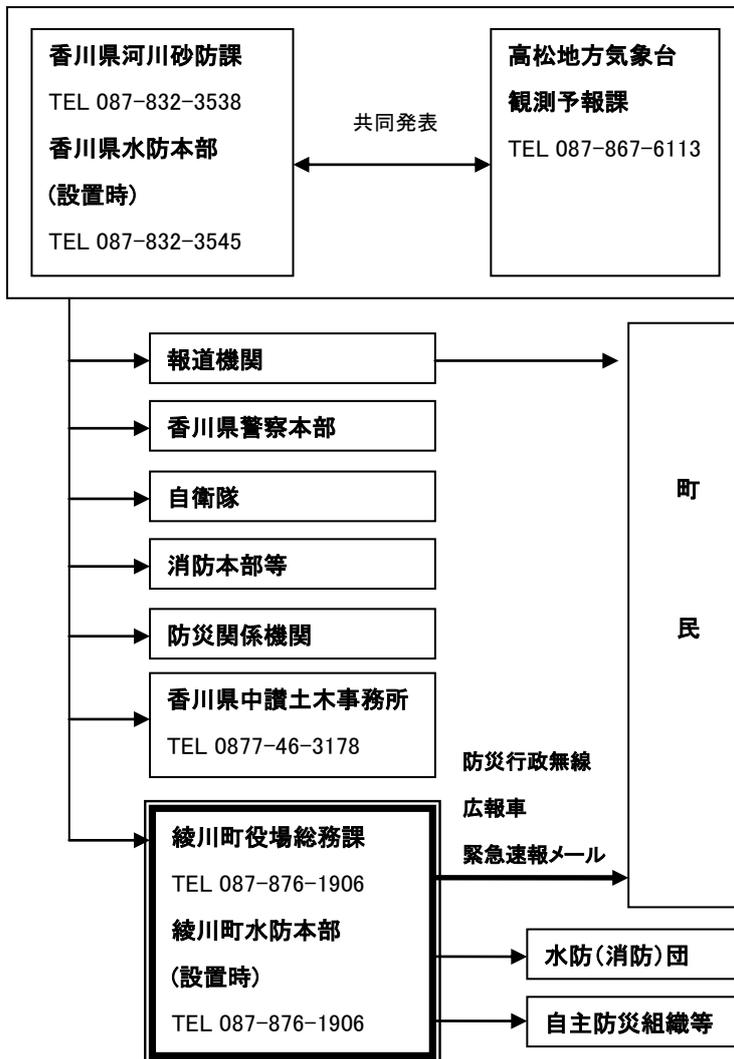


【一般対策編 第2章 第4節 河川防災対策計画】

資料 2 - 1 1 土砂災害警戒区域内要配慮者施設一覧

施設名称	所在地	電話番号
綾上中学校	綾川町山田上甲 1180	878-2020
竜雲少年農場	綾川町粉所東 3539	878-3051
松林荘	綾川町山田下 435-4	878-2188
松林荘デイサービスセンター	綾川町山田下 424	878-2188
粉所診療所	綾川町粉所東 1146-1	878-2071

資料 2 - 1 2 土砂災害警戒情報伝達経路図



【 3 危険物等施設関係】

資料 3 - 1 危険物施設

【完成検査済証交付施設】

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

区 分		綾川分署管内
製造所		-
貯蔵所	屋内貯蔵所	16
	屋外タンク貯蔵所	7
	屋内タンク貯蔵所	2
	地下タンク貯蔵所	26
	簡易タンク貯蔵所	-
	移動タンク貯蔵所	3
	被牽引車型	-
	屋外貯蔵所	-
	小 計	54
取扱所	給油取扱所 (セルフ)	39 (5)
	航空機	-
	船舶	-
	鉄道又は軌道	-
	自家用	28
	第一種販売取扱所	-
	第二種販売取扱所	1
	移送取扱所	-
	一般取扱所	14
	小 計	54
総 計	108	

【一般対策編 第2章 第10節 危険物等災害予防計画】

【一般対策編 第3章 第32節 危険物等災害対策計画】

【震災対策編 第2章 第5節 危険物等災害予防計画】

【震災対策編 第3章 第10節 消防活動計画】

【震災対策編 第3章 第27節 危険物等災害対策計画】

資料 3 - 2 高圧ガス関係事業所

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

	高圧ガス製造事業所数(第一種)						高圧ガス貯蔵所数(第一種)					一般消費者用液化石油ガス		
	一般高圧ガス						液化石油ガス	冷凍ガス	可燃性・毒性	可燃性	毒性		酸素	その他
	小計	可燃性・毒性	可燃性	毒性	酸素	その他								
綾川町	2	0	0	0	0	2	1	0	0	2	0	0	0	10

【一般対策編 第2章 第10節 危険物等災害予防計画】

【一般対策編 第3章 第32節 危険物等災害対策計画】

【震災対策編 第2章 第5節 危険物等災害予防計画】

【震災対策編 第3章 第10節 消防活動計画】

【震災対策編 第3章 第27節 危険物等災害対策計画】

資料 3 - 3 毒物劇物営業者

(平成 27 年 1 月 31 日現在)

	一般販売業	農薬用品販売業	特定品目販売業	電気めっき事業	金属熱処理事業	運送事業	しろあり防除事業	製造業	輸入業	計
中讃保健所	187	62	10	2	0	6	0	11	0	278

【一般対策編 第2章 第10節 危険物等災害予防計画】

【一般対策編 第3章 第32節 危険物等災害対策計画】

【震災対策編 第2章 第5節 危険物等災害予防計画】

【震災対策編 第3章 第10節 消防活動計画】

【震災対策編 第3章 第27節 危険物等災害対策計画】

資料3-4 災害種別と地区の危険箇所

災害種別	外水災害	内水災害	土砂災害
評価要素	浸水想定区域・既往災害実績	浸水実績・アンダーパス	急傾斜地・土石流危険渓流
畑田	緊急輸送路に浸水実績がある。	緊急輸送路に浸水実績がある。	地域の北側に急傾斜地が分布しているが、避難には影響がない。
千疋	緊急輸送路の県道国分寺中通線では、橋梁交差箇所が多く存在し、災害発生の危険性が高い。	緊急輸送路と並行して河川が流下しており、緊急輸送路が内水災害で浸水する可能性が高い。	地域に避難場所がないため、比較的長距離の避難が必要になる。緊急輸送路の途中には、急傾斜地・土石流の危険箇所が多く分布している。
陶	御寺川や富川では、災害実績があり、緊急輸送路と交差している区域では、避難時には注意が必要である。	御寺川と国道32号などの緊急輸送路が並行しており、緊急輸送路が内水災害で浸水する可能性が高い。	町道宮藪奥池線は、土石流危険区域が分布しており、避難時には注意が必要である。
滝宮	町道本町有岡線は、綾川浸水実績範囲と近接しており、避難時には注意が必要である。	滝宮駅の南で県道高松琴平線沿いが浸水していることから、非難にあたり注意が必要である。	
萱原		緊急輸送路とため池群が交差しており、豪雨時には、ため池決壊などに注意して避難する必要がある。	
北	綾川右岸側にあり、広く浸水想定区域が分布しており、県道造田滝宮線や県道綾歌綾川線が浸水することから、避難時には注意が必要である。	綾川右岸側に広く浸水実績範囲が分布しており、県道造田滝宮線や県道綾歌綾川線が浸水することから、避難時には注意が必要である。	
小野	国道32号や琴平電鉄線路、町道大坪有岡上ノ原線が浸水想定区域にあり、避難時には注意が必要である。	国道32号や琴平電鉄線路、町道大坪有岡上ノ原線が浸水実績区域にあり、避難時には注意が必要である。	
羽床下	国道377号や町道川下中大林場所線が浸水想定区域に隣接しており、避難時には注意が必要である。	国道377号や町道川下中大林場所線が浸水実績区域に隣接しており、避難時には注意が必要である。	地域の南部には、集落道が広く土石流危険区域にあり、早めの避難が必要である。

災害種別	外水災害	内水災害	土砂災害
評価要素	浸水想定区域・既往災害実績	浸水実績・アンダーパス	急傾斜地・土石流危険渓流
粉所西	緊急輸送路の県道国分寺中通線では、橋梁交差箇所が多く存在し、災害発生の危険性が高い。	緊急輸送路の県道国分寺中通線では、浸水実績箇所と隣接しており、避難時に注意が必要である。	緊急輸送路の県道国分寺中通線は、急傾斜地や土石流危険渓流と多く交差しており、避難時の危険性が高い。
粉所東	国道377号、町道小野相津線、町道仲和田下和田線、町道小野川北線では、河川と並行しており、浸水の危険性が高い。早い時期での避難が必要である。	国道377号、町道小野相津線、町道仲和田下和田線、町道小野川北線では、浸水実績区域を通過しており、危険性が高い。早い時期での避難が必要である。	国道377号、県道粉所西中徳線、町道小野相津線、町道仲和田下和田線では、多くの土石流、急傾斜地を横断しており、避難では、災害にあう危険性が高く、早い時期での避難が必要である。
西分	県道粉所西造田線、中讃南部地区大規模農道、県道府中造田線では、河川と並行したり橋梁で多く交差しており、避難では、災害にあう危険性が高く、早い時期での避難が必要である。	県道粉所西造田線、中讃南部地区大規模農道、県道府中造田線では、浸水実績区域を通過しており、避難では、災害にあう危険性が高く、早い時期での避難が必要である。	県道粉所西造田線、中讃南部地区大規模農道、県道府中造田線では、多くの土石流、急傾斜地を横断しており、避難では、災害にあう危険性が高く、早い時期での避難が必要である。
山田上	国道377号、県道千疋西分線、町道俊則長田線は、河川と隣接しており避難時には、注意が必要である。	国道377号、県道千疋西分線、町道俊則長田線は、浸水実績区域を通過しており避難時には、注意が必要である。	国道377号では土石流、県道千疋西分線では急傾斜の危険箇所が分布しており、避難に当たっては、注意が必要である。
山田下	国道377号、県道府中造田線、農免羽床上地区農道は、綾川浸水想定区域や河川と隣接・通過しており避難時には、注意が必要である。	国道377号、県道府中造田線、農免羽床上地区農道は、浸水実績区域を通過しており避難時には、注意が必要である。	
東分	町道俊則長田線や農免長柄線は、河川をを横切っており、避難時には注意が必要である。	農免長柄線は、浸水実績区域を横切っており、避難時には注意が必要である。	中讃南部地区大規模農道は、土石流危険渓流を横切っており、避難時には注意が必要である。
羽床上	国道377号、県道造田滝宮線、県道綾歌綾川線は、綾川浸水想定区域を通過しており、浸水の危険性が高い。避難には注意が必要である。	国道377号、県道造田滝宮線、県道綾歌綾川線は、浸水実績区域を通過しており、浸水の危険性が高い。避難には注意が必要である。	県道造田滝宮線は、土石流や急傾斜地と接しており危険性が高い。避難には注意が必要である。
牛川	国道377号は、綾川浸水想定区域を通過しており、浸水の危険性が高い。避難には注意が必要である。	農免羽床上地区農道は、浸水実績区域を通過しており避難時には、注意が必要である。	農免羽床上地区農道は、急傾斜地と接しており危険性が高い。

【一般対策編 第3章 第13節 避難計画】

【 4 気象関係】

資料 4 - 1 雨量観測所

番号	雨量観測所名	所在地	種別	観測機関	電話番号
1	長柄雨量観測所	綾歌郡綾川町東分	テレメータ	長柄ダム管理事務所	087-878-2301
2	柏原雨量観測所	〃 〃 粉所東	〃	〃	〃
3	田万雨量観測所	〃 〃 〃	〃	田万ダム管理事務所	087-878-2897

【高松地方気象台設置】

気象観測所名	所在地
滝宮地域気象観測所	綾歌郡綾川町滝宮北

【香川用水関係雨量観測所】

番号	雨量観測所名	所在地	種別	観測機関	電話番号
1	綾川観測所	綾歌郡綾川町山田下	自記	(独)水資源機構 香川用水総合事業所	0877-73-4223

【一般対策編 第2章 第15節 防災施設等整備計画】

【一般対策編 第3章 第4節 気象情報等伝達計画】

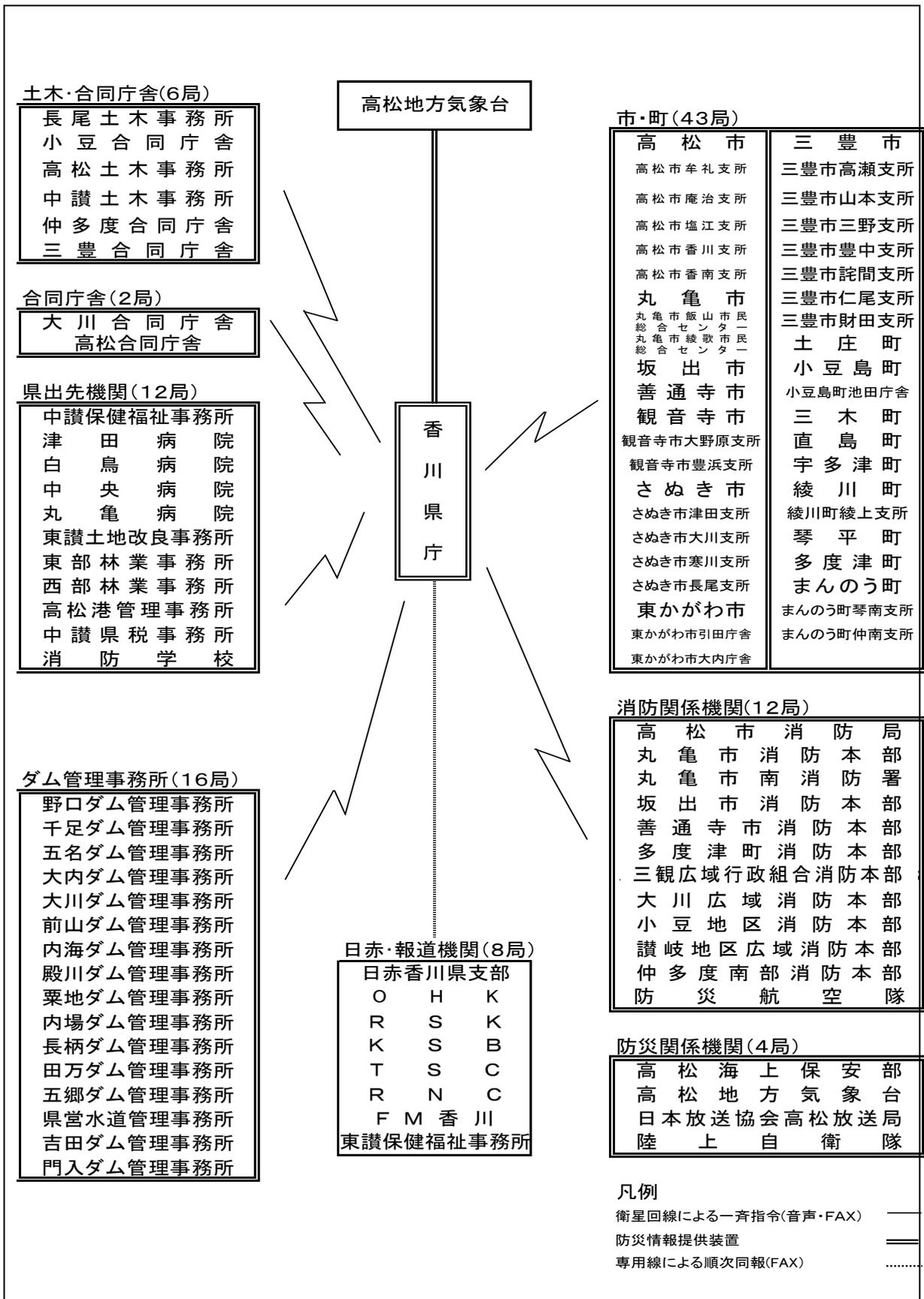
資料 4 - 2 水位観測所

番号	量水標名称	河川名	通報水位	警戒水位	位置	種別	観測機関
1	滝の宮	綾川	1.3	1.8	綾川町北	テレメータ	県営水道管理事務所
2	長田橋	〃	1.3	1.8	〃 山田下	〃	中讃土木事務所
3	萱原堰	〃	1.8	2.9	〃 山田上	〃	田万ダム管理事務所
4	新名	〃	1.2	1.7	〃 粉所西	〃	長柄ダム管理事務所
5	諏訪成	田万川	1.3	2.3	〃 粉所東	〃	田万ダム管理事務所

【一般対策編 第2章 第15節 防災施設等整備計画】

【一般対策編 第3章 第4節 気象情報等伝達計画】

資料4-3 防災行政無線による気象情報等伝達系統



【一般対策編 第3章 第4節 気象情報等伝達計画】

資料4-4 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがある、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんど

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
	飛ばされることもある。		どが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの 停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大規模構造物への影響

長周期地震動※による 超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクの スロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する 施設の天井等の 破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

（気象庁HPより）

【 5 消防水防関係】

資料 5 - 1 消防団現勢

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区分	分 団 数	消 防 団 員								条 例 定 員	消 防 ポ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	指 揮 車	計
		実 員												
		団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	計					
綾川町	9	1	1	9	9	9	29	93	151	155	9	9	2	20

【一般対策編 第2章 第15節 防災施設等整備計画】

【一般対策編 第3章 第28節 水防等活動計画】

【震災対策編 第2章 第8節 防災施設等整備計画】

【震災対策編 第3章 第10節 消防活動計画】

資料 5 - 2 消防水利の現況

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

	合計 A~D の計	消 火 栓			防 火 水 槽									そ の 他
		計 A	公 設	私 設	計			公 設			私 設			
					100 m 以 上 B	40 ~ 100 m 未 満 C	20 ~ 40m 未 満 D	100 m 以 上	40 ~ 100 m 未 満	20 ~ 40m 未 満	100 m 以 上	40 ~ 100 m 未 満	20 ~ 40m 未 満	
綾川町	499	440	343	97	8	49	2	4	26	0	4	23	2	15

【一般対策編 第2章 第15節 防災施設等整備計画】

【一般対策編 第3章 第33節 大規模火災対策計画】

【一般対策編 第3章 第34節 林野火災対策計画】

【震災対策編 第2章 第8節 防災施設等整備計画】

【震災対策編 第3章 第10節 消防活動計画】

資料5－3 水防倉庫等一覧

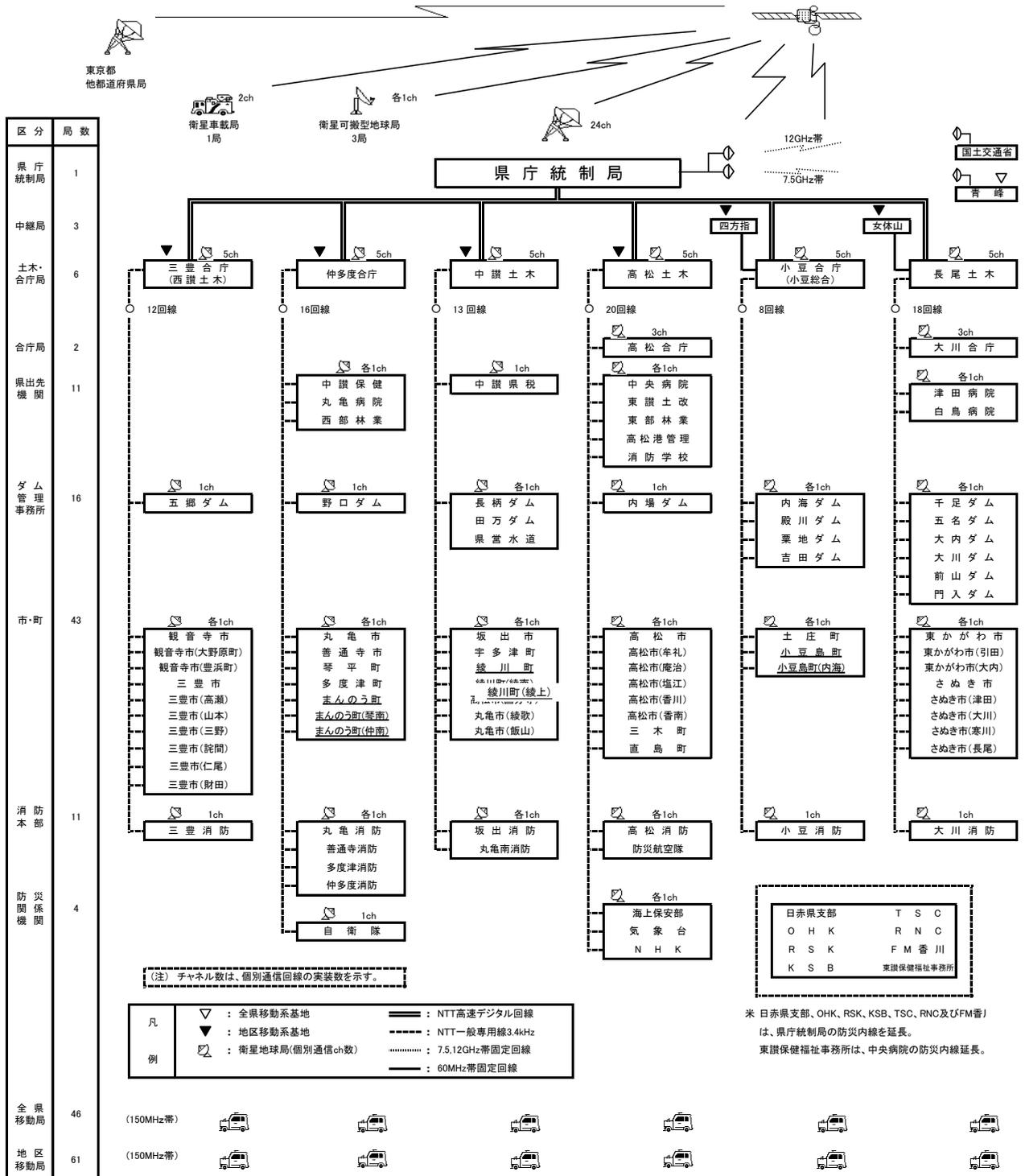
番号	水防団体	対象河川海岸	設置ヶ所			構造	摘要
			町	大字	小字		
37	綾川町	綾川	綾川町	山田下		平屋建	中讃土木事務所 管内
38	〃	〃	〃	滝宮	原井田	〃	

【一般対策編 第2章 第15節 防災施設等整備計画】

【一般対策編 第3章 第28節 水防等活動計画】

【6 通信施設関係】

資料6-1 香川県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）回線構成図



【一般対策編 第2章 第15節 防災施設等整備計画】
 【震災対策編 第2章 第8節 防災施設等整備計画】

資料6-2 町防災行政無線

【同報系】

免許番号	設置場所	備考	施設	識別信号	番号	免許の年月日	有効期間	周波数(MHz)	空中線電力	無線局種別
四第 44877 号	陶4742-1	JA 香川綾歌南部支部	固定局	じえいえいかがわあやうたなんぶ	-	2014/12/1	2017/11/30	69.42	10W	FX
四第 44826 号	東分字高山 396-13	高山中継所	固定局	じえいえいかがわあやうたなんぶたかやま	-	2014/12/1	2017/11/30	68.295	5W	FX
四第 44825 号	山田上甲 1287-1	JA 山田支店	固定局	じえいえいかがわあやうたなんぶあやがみ	-	2014/12/1	2017/11/30	63.68	0.01W	FX
四第 44872 号	滝宮 299	綾川町役場	固定局	ぼうさいあやがわちよう	-	2014/12/1	2017/11/30	69.42	10W	FX
四第 44873 号	畑田 2381	昭和小学校	固定局	局名(昭和1)	-	2014/12/1	2017/11/30	69.42	0.01W	FX
四第 44874 号	陶 5878-1	陶小学校	固定局	局名(陶)	-	2014/12/1	2017/11/30	69.42	0.01W	FX
四第 44875 号	羽床下 2256	羽床小学校	固定局	局名(羽床)	-	2014/12/1	2017/11/30	69.42	0.01W	FX
四第 44876 号	千疋字上大谷乙 116-2	千疋大神宮	固定局	局名(昭和2)	-	2014/12/1	2017/11/30	69.42	0.01W	FX
四第 44697 号	山田下 2224	綾上支所	固定局	ぼうさいあやがわちようあやかみ	-	2014/12/1	2017/11/30	63.68	0.01W/5W	FX
四第 44698 号	東分字高山 396-13	高山中継所	固定局	ぼうさいあやがわちようたかやま	-	2014/12/1	2017/11/30	63.68/68.295	1W	FX
四第 44763 号	羽床上字道西 1023-1	羽床上保育所	固定局	局名(助安)	-	2014/12/1	2017/11/30	68.295	0.01W	FX
四第 44764 号	西分字堂谷 1382-1	西分保育所	固定局	局名(堂谷)	-	2014/12/1	2017/11/30	68.295	0.01W	FX
四第 44765 号	山田上川北甲 1340-2 地先	綾川河川敷	固定局	局名(川北)	-	2014/12/1	2017/11/30	68.295	0.01W	FX
四第 44766 号	山田上青谷甲 2094-2	栗原集会場	固定局	局名(栗原)	-	2014/12/1	2017/11/30	68.295	0.01W	FX
四第 44767 号	枋所東字国時 1111-3	綾上第1分団屯所	固定局	局名(田万)	-	2014/12/1	2017/11/30	68.295	0.01W	FX
四第 44768 号	枋所東字北池 1196-12	平成集会場	固定局	局名(小野)	-	2014/12/1	2017/11/30	68.295	0.01W	FX

【移動系】

免許番号	設置場所	備考	施設	識別信号	番号	免許の 年月日	有効期間	周波数 (MHz)	空中線 電力	無線局 種別
四移第 2043560号	畑田 2372-1	綾南第1分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	11	2006/2/20	2016/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043570号	畑田 2372-1	綾南第1分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	12	2006/2/20	2016/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2055409号	畑田 2372-1	綾南第1分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	13	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055410号	畑田 2372-1	綾南第1分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	14	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055411号	畑田 2372-1	綾南第1分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	15	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055412号	畑田 2372-1	綾南第1分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	16	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043561号	陶 4164-1	綾南第2分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	21	2006/2/20	2016/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043571号	陶 4164-1	綾南第2分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	22	2006/2/20	2016/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2055413号	陶 4164-1	綾南第2分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	23	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055414号	陶 4164-1	綾南第2分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	24	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055415号	陶 4164-1	綾南第2分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	25	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055416号	陶 4164-1	綾南第2分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	26	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043562号	滝宮 522-2	綾南第3分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	31	2006/2/20	2016/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043572号	滝宮 522-2	綾南第3分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	32	2006/2/20	2016/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2055417号	滝宮 522-2	綾南第3分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	33	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055418号	滝宮 522-2	綾南第3分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	34	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055419号	滝宮 522-2	綾南第3分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	35	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055420号	滝宮 522-2	綾南第3分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	36	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043563号	羽床下 2289-2	綾南第4分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	41	2006/2/20	2016/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043573号	羽床下 2289-2	綾南第4分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	42	2006/2/20	2016/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2055421号	羽床下 2289-2	綾南第4分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	43	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055422号	羽床下 2289-2	綾南第4分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	44	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055423号	羽床下 2289-2	綾南第4分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	45	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055424号	羽床下 2289-2	綾南第4分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	46	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043542号	杣所東1111-3	綾上第1分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	11	2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043529号	杣所東1111-3	綾上第1分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	12	2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055426号	杣所東1111-3	綾上第1分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	13	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055427号	杣所東1111-3	綾上第1分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	14	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055428号	杣所東1111-3	綾上第1分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	15	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055429号	杣所東1111-3	綾上第1分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	16	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043546号	西分 1387-4	綾上第2分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	21	2006/2/20	2016/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043530号	西分 1387-4	綾上第2分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	22	2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	ML

免許番号	設置場所	備考	施設	識別信号	番号	免許の 年月日	有効期間	周波数 (MHz)	空中線 電力	無線局 種別
四移第 2055430号	西分 1387-4	綾上第2分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	23	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055431号	西分 1387-4	綾上第2分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	24	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055432号	西分 1387-4	綾上第2分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	25	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055433号	西分 1387-4	綾上第2分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	26	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043547号	山田上甲 1284-3	綾上第3分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	31	2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043531号	山田上甲 1284-3	綾上第3分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	32	2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055434号	山田上甲 1284-3	綾上第3分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	33	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055435号	山田上甲 1284-3	綾上第3分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	34	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055436号	山田上甲 1284-3	綾上第3分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	35	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055437号	山田上甲 1284-3	綾上第3分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	36	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043532号	山田下 2134-1	綾上第4分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	41	2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043549号	山田下 2134-1	綾上第4分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	42	2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055438号	山田下 2134-1	綾上第4分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	43	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055439号	山田下 2134-1	綾上第4分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	44	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055440号	山田下 2134-1	綾上第4分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	45	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055441号	山田下 2134-1	綾上第4分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	46	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043533号	羽床上 774-13	綾上第5分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	51	2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043550号	羽床上 774-13	綾上第5分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	52	2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055442号	羽床上 774-13	綾上第5分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	53	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055443号	羽床上 774-13	綾上第5分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	54	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055444号	羽床上 774-13	綾上第5分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	55	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055445号	羽床上 774-13	綾上第5分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	56	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055405号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちよう	1	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055408号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちよう りょうなん	1	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055425号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちよう あやかみ	1	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055406号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちよう	2	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055407号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちよう	3	2015/3/20	2019/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043589号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちよう	4	2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043590号	山田下 2224	綾上支所	携帯	ぼうさいあやがわちよう	5	2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043591号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちよう	6	2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043598号	山田下 11601	綾川分署	携帯	ぼうさいあやがわちよう	98	2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043597号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	11	2006/2/20	2016/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043535号	山田下 2224	綾上支所	車載	ぼうさいあやがわちよう	12	2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043600号	山田下 1160-1	綾川分署	携帯	ぼうさいあやがわちよう	99	2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	ML

免許番号	設置場所	備考	施設	識別信号	番号	免許の 年月日	有効期間	周波数 (MHz)	空中線 電力	無線局 種別
四移第 2043580号	北 1132-6	水道課	携帯	ぼうさいあやがわちよう	111	2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043599号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちよう	101	2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043584号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちよう	102	2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043585号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちよう	103	2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043586号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちよう	104	2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043587号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちよう	105	2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043581号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちよう	106	2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043582号	山田下 2224	綾上支所	携帯	ぼうさいあやがわちよう	107	2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043583号	山田下 2224	綾上支所	携帯	ぼうさいあやがわちよう	108	2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043536号	北 1132-6	水道課	車載	ぼうさいあやがわちよう	52	2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043568号	北 1132-6	水道課	車載	ぼうさいあやがわちよう	53	2006/2/20	2016/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043569号	北 1132-6	水道課	車載	ぼうさいあやがわちよう	54	2006/2/20	2016/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043593号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	55	2006/2/20	2016/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043594号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	56	2006/2/20	2016/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043534号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	57	2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043537号	山田下 2224	綾上支所	車載	ぼうさいあやがわちよう	58	2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043538号	山田下 2224	綾上支所	車載	ぼうさいあやがわちよう	59	2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043540号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	60	2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043541号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	61	2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043543号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	62	2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043544号	山田下 2224	綾上支所	車載	ぼうさいあやがわちよう	63	2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043545号	山田下 2224	綾上支所	車載	ぼうさいあやがわちよう	64	2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043548号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	65	2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043564号	陶 1720-1	えがお	車載	ぼうさいあやがわちよう	66	2006/2/20	2016/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043565号	陶 1720-1	えがお	車載	ぼうさいあやがわちよう	67	2006/2/20	2016/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043566号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	68	2006/2/20	2016/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043567号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	69	2006/2/20	2016/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043574号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	70	2006/2/20	2016/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043575号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	71	2006/2/20	2016/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043576号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	72	2006/2/20	2016/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043577号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	73	2006/2/20	2016/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043578号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	74	2006/2/20	2016/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043579号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	75	2006/2/20	2016/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043588号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	76	2006/2/20	2016/5/31	153.61	10W	ML

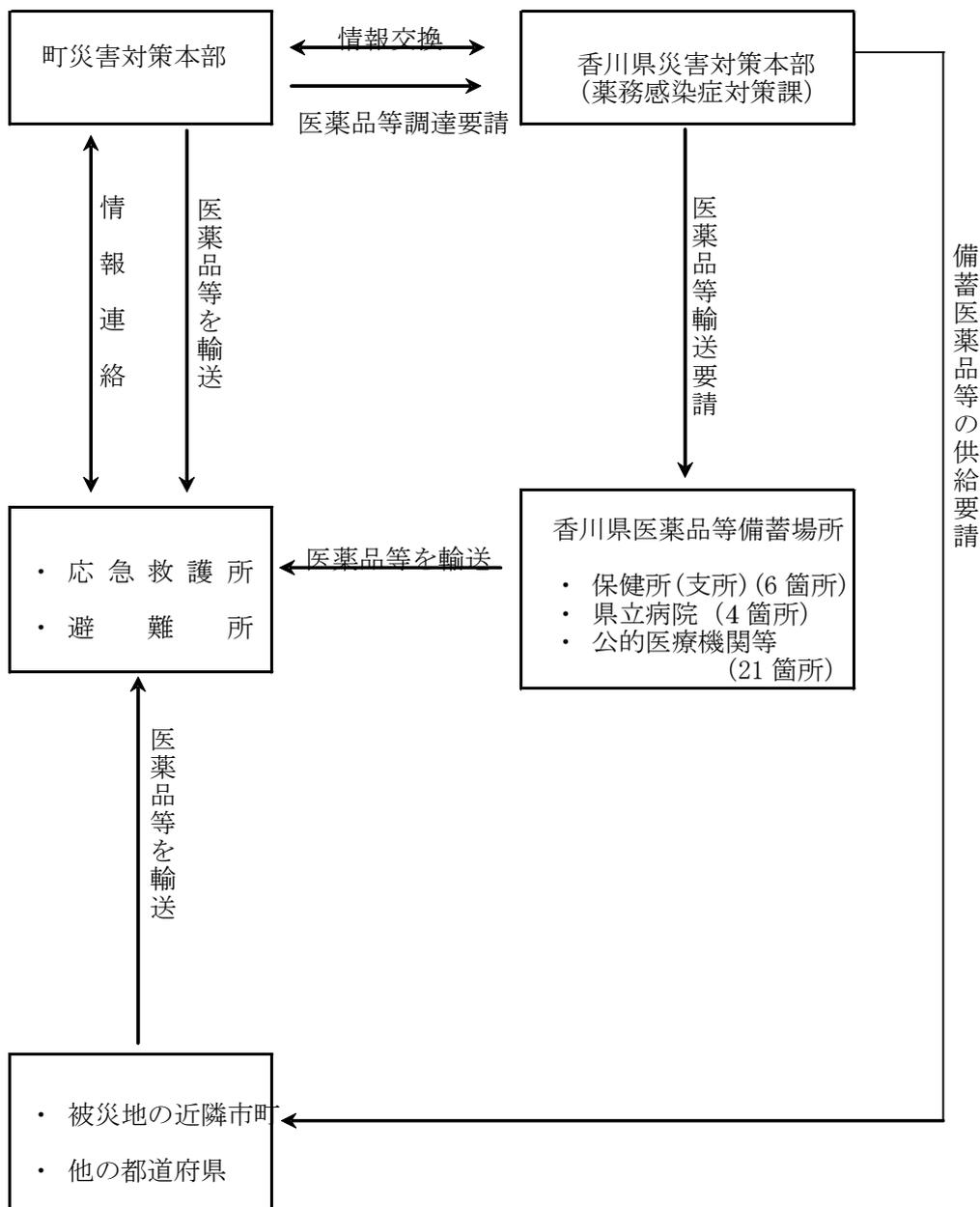
免許番号	設置場所	備考	施設	識別信号	番号	免許の 年月日	有効期間	周波数 (MHz)	空中線 電力	無線局 種別
四移第 2043592 号	陶 1720-1	えがお	車載	ぼうさいあやがわちよう	77	2006/2/20	2016/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043595 号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	78	2006/2/20	2016/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043596 号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	79	2006/2/20	2016/5/31	153.61	10W	ML
四基第 136752 号	滝宮 299	本庁	基地局	ぼうさいあやがわちよう		2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	FB
四基第 136751 号	山田下 2224	支所	基地局	ぼうさいあやがわちよう あやかみ		2006/2/20	2016/5/31	153.61	5W	FB

【一般対策編 第2章 第15節 防災施設等整備計画】

【震災対策編 第2章 第8節 防災施設等整備計画】

【震災対策編 第3章 第10節 消防活動計画】

資料 7-2 災害時用備蓄医薬品等の確保系統図



- 各備蓄機関にあつては、保有する車両等で被災地の医療救護施設まで搬送する。
- 県は、各備蓄機関からの要請により、緊急輸送が可能な方法または手段を確保する。

【一般対策編 第2章 第17節 医療救護体制整備計画】

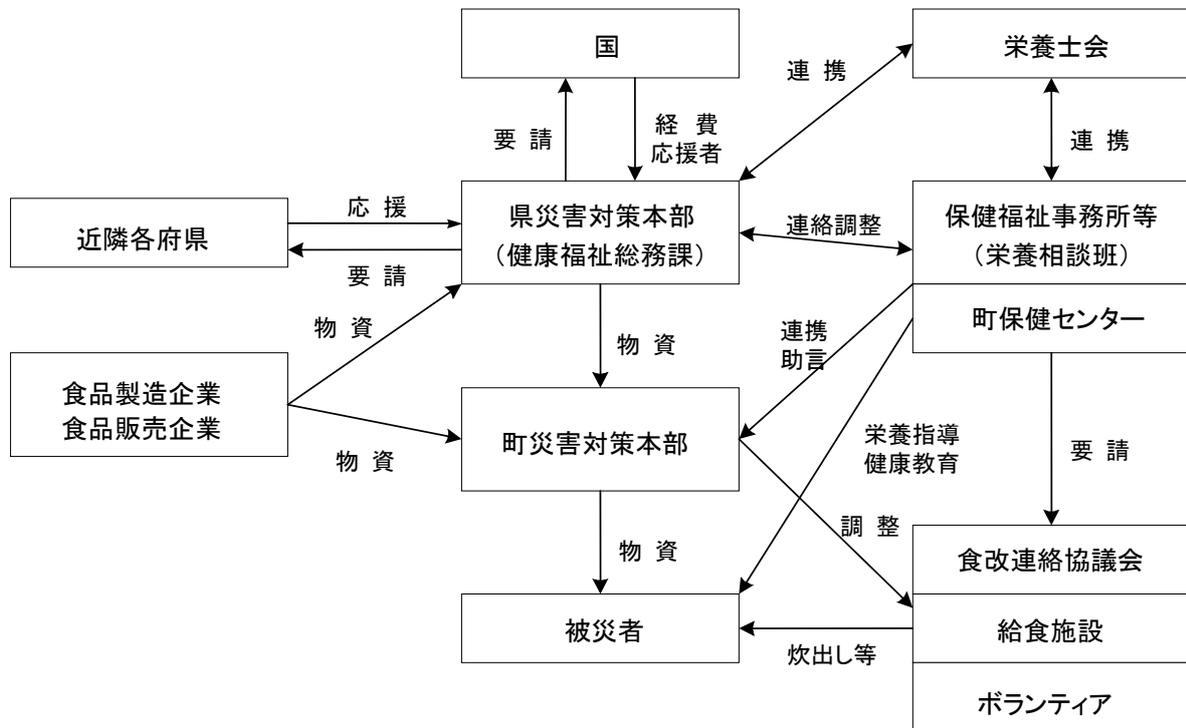
【一般対策編 第3章 第10節 医療救護計画】

【震災対策編 第2章 第10節 医療救護体制整備計画】

【震災対策編 第3章 第9節 医療救護計画】

【 8 保健・衛生関係】

資料 8 - 1 栄養相談・指導活動体系図

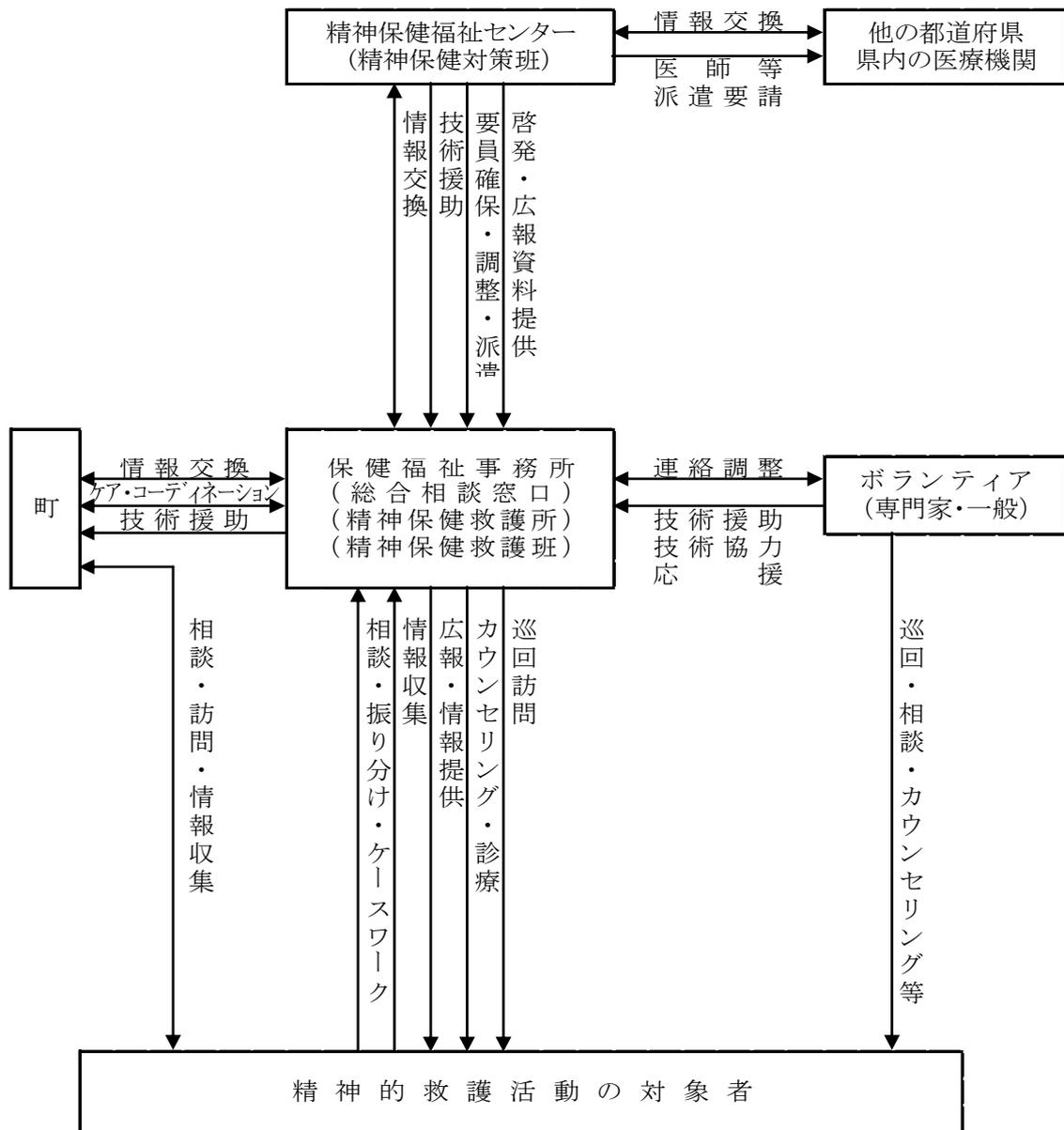


- 県災害対策本部
 - ・ 被害状況に応じて、救援物資及び栄養士の応援等の要請を関係機関に行い、送られた物資を町の要請に応じて配布する。
 - ・ 避難所、仮設住宅等の食生活改善活動を調整する。
- 町災害対策本部
 - ・ 被害状況に応じて、備蓄食品等を供給するとともに、県、ボランティア団体等に必要な物資及び栄養士、ボランティア等の要請を行う。
 - ・ 避難所等への救援物資、食品の配布を栄養的な配慮を行い実施する。
 - ・ 避難所等の食事が適切になるよう炊出し、ボランティア等を調整する。
- 保健福祉事務所等
 - ・ 避難所、仮設住宅等の食生活改善指導を町と協力して実施する。
 - ・ 町災害対策本部との調整及び配布食品、炊出し等への助言を行う。
 - ・ 町や給食施設の要請に応じて、他の給食施設や地域栄養士会、食改連絡協議会等に支援を求め、町食生活改善事業の支援を行う。また、市町間に格差が生じないように調整する。
- 町保健センター
 - ・ 避難所、仮設住宅等の食生活改善指導を保健所と協力して実施する。
 - ・ 町災害対策本部との調整及び配布食品、炊出し等への助言を行う。
- 支援者・支援団体
 - ・ 栄養士会：主体的に炊出し等の支援を行うとともに、行政と連携し被災者への栄養指導を実施する。
 - ・ 食改連絡協議会：炊出し等の支援を町、他団体とともに実施する。
 - ・ 給食施設：施設の能力に応じて、物資の提供や従事者の派遣を行う。
 - ・ ボランティア：希望する支援内容を町の窓口申し出て、町の指示に従い炊出し等を実施する。

【一般対策編 第3章 第17節 防疫及び保健衛生計画】

【震災対策編 第3章 第17節 防疫及び保健衛生計画】

資料 8-2 精神保健活動体系図



【一般対策編 第3章 第17節 防疫及び保健衛生計画】
 【震災対策編 第3章 第17節 防疫及び保健衛生計画】

資料 8 - 3 廃棄物処理施設、し尿処理施設

(1) ごみ処理施設

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

名 称	設置主体	利用市	稼働年月	処理能力 (t/日)	所在地
高松市西部クリーンセンター	高松市綾川町	高松市綾川町	S63.3	280	高松市川部町 930-1

(2) し尿処理施設

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

名 称	設置主体	構成市町	稼働年月	規模	処理方式	所在地
衛生処理センター	高松市三木町綾川町	高松市三木町綾川町	S62.4	320 kl/日	高負荷	高松市亀水町 458-3
し尿中間貯留場	綾川町	綾川町高松市(国分寺町)	S62.3	500 m ³		高松市国分寺町新名 2215-6

(3) 粗大ごみ処理施設

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

名 称	設置主体	構成市町	稼働年月	規模 (t/5h)	処理方式	敷地面積	所在地
高松市西部クリーンセンター-粗大ごみ処理施設	高松市綾川町	高松市綾川町	H9.3	100	併用	16,972 粗大ごみ処理施設敷地内	高松市川部町 930-1

(4) 埋立処分施設

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

名 称	設置主体	所在地	埋立開始年月	全体容量 (m ³)
一般廃棄物埋立処分地施設	綾川町	綾歌郡綾川町西分乙 561	H15.12	45,300

【一般対策編 第3章 第18節 廃棄物処理計画】

【震災対策編 第3章 第18節 廃棄物処理計画】

資料 8 - 4 火葬場・死体収容場所

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

名 称	所在地	電 話	炉数
綾川斎苑	綾川町山田下 952-2	078-878-2189	3

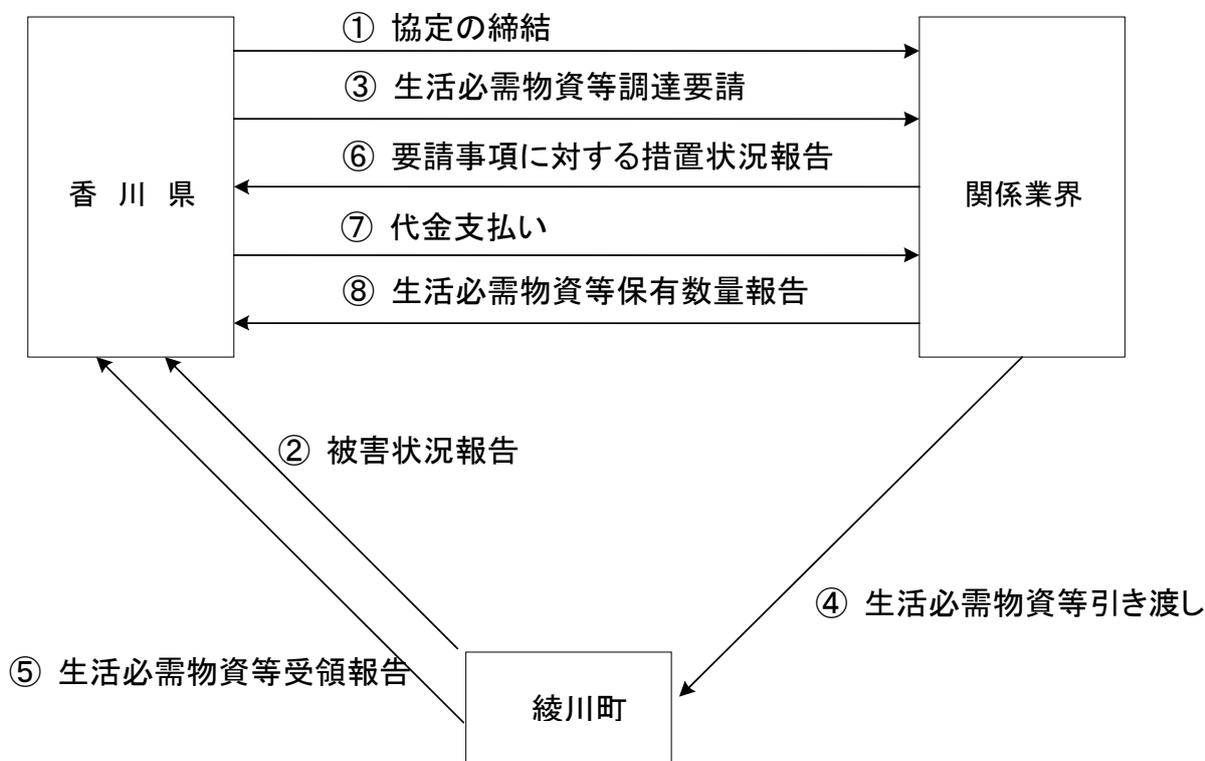
【一般対策編 第3章 第19節 死体の搜索、処理及び埋葬計画】

【震災対策編 第3章 第19節 死体の搜索、処理及び埋葬計画】

【9 食料品等の備蓄、調達関係】

資料9-1 生活必需物資等の調達方法

- ① 県と関係業界との間で生活必需物資等の調達に関する協定を締結(平常時)
- ② 町から県に対し被害状況報告
- ③ 県から関係業界に対し生活必需物資等の調達要請
- ④ 関係業界から町に対し生活必需物資等の引き渡し
- ⑤ 町から県に対し生活必需物資等の受領報告
- ⑥ 関係業界から県に対し要請事項に対する措置状況の報告
- ⑦ 県から関係業界へ代金の支払い
- ⑧ 関係業界から県に対し定期的に生活必需物資等の保有数量報告



【一般対策編 第3章 第16節 生活必需品等供給計画】

【震災対策編 第3章 第16節 生活必需品等供給計画】

資料 9 - 2 防災倉庫等配置一覽

役場

	地区	設置箇所	住所
1	滝宮	綾川町役場本庁	滝宮299番地
2	山田	綾上支所	山田下2224番地

町内各地区

	地区	設置箇所	住所
1	昭和	昭和公民館	畑田 2390 番地 8
2	陶	陶公民館	陶 5866 番地 1
3	滝宮	滝宮公民館	滝宮 297 番地 6
4	羽床	羽床公民館	羽床下 2259 番地 2
5	粉所	粉所公民館	粉所西甲 2087 番地 1
6	西分	西分公民館	西分 1377 番地
7		西分南部公民館	西分 2213 番地
8	山田	山田公民館	山田上甲 1313 番地 1
9	羽床上	羽床上公民館	羽床上 797 番地

【一般対策編 第2章 第20節 食料、飲料水及び生活物資確保計画】

【震災対策編 第2章 第13節 食料、飲料水及び生活物資確保計画】

資料9-3 備蓄一覧

役場

	品 目	
非常食	1	アルファ米
	2	マジックライス
	3	非常食セット
	4	保存水
	5	カンパン
消耗品	1	災害救助用毛布
	2	災害救助用マット
	3	救急セット(20人用)
	4	簡易トイレ
	5	ブルーシート
	6	トラロープ
	7	トラ土のう
	8	土のう袋
	9	非常用飲料水袋
備品	1	水中ポンプ
	2	土のう製作器
	3	救助用ボート
	4	発電機
	5	投光器
	6	ヘルメット
	7	浄水器

各地区公民館防災倉庫

	品 目	
非常食	1	アルファ米
	2	非常食セット
	3	保存水
消耗品	1	災害救助用毛布
	2	災害救助用マット
	3	救急セット(50人用)
	4	ブルーシート
	5	トラロープ
	6	軍手
	7	非常用飲料水袋(4ℓ用)
備品	1	懐中電灯
	2	担架
	3	コードリール
	4	レイニーメガホン
	5	長靴
	6	ヘルメット
	7	救助工具箱セット
	8	ガソリン携行缶
	9	投光機
	10	発電機
	11	プライベートテント
	12	災害時用電話機

【一般対策編 第2章 第20節 食料、飲料水及び生活物資確保計画】
 【震災対策編 第2章 第13節 食料、飲料水及び生活物資確保計画】

【 1 0 交通・輸送関係】

資料 1 0 - 1 緊急輸送路

【町内の緊急輸送路】

		路線番号	路線名
県 指 定	第1次輸送確保路線		四国横断自動車道(高松自動車道)
			国道 32 号
	第2次輸送確保路線		国道 377 号
		13	県道三木綾川線
	第3次輸送確保路線	17	県道府中造田線
町 指 定 優 先 啓 開 路 線		39	県道国分寺中通線
		167	県道粉所西中徳線
		174	県道千疋高松線
		182	県道千疋西分線
		183	県道綾川国分寺線
		184	県道綾川府中線
		185	県道造田滝宮線
		265	県道粉所西造田線
		276	県道高松琴平線
		278	県道綾歌綾川線
			町道大坪有岡上ノ原線
			町道本町有岡線
			町道宮藪奥池線
			町道萱原上向原線
			町道向原田所富川線
			町道富川大谷池線
			町道中央線
			町道川下中大林場所線
			町道西山松崎線
			町道山原本線
			町道萱原造田綾南線
			町道仲和田下和田線
			町道小野相津線
			町道田万高蔦線
			町道休場北山線
			町道小野川北線
			町道俊則長田線
			町道牛川堂谷線
			町道竹本常行線
			町道西空港線
			町道国弘線
			農免長柄線
	中讃南部地区大規模農道		
	農免羽床上地区農道		

【一般対策編 第2章 第18節 緊急輸送体制整備計画】

【一般対策編 第3章 第11節 緊急輸送計画】

【震災対策編 第2章 第11節 緊急輸送体制整備計画】

【震災対策編 第3章 第11節 緊急輸送計画】

【 1 1 避難収容関係】

資料 1 1 - 1 避難所一覧

地区	数	指定避難所名	室名	現収容 人員	住所	電話番号	洪水	土砂	地震	緊急 避難所	避難所	備考
畑田・ 千足地区	1	昭和小学校	2F体育館	480	畑田 2373-1	877-0519	○	○	○	○	○	
	2	昭和北保育所	1F遊戯室	70	畑田 671-8	877-2320	○	○	○	○		
	3	昭和認定こども園	1F遊戯室	50	畑田 2422-1	877-1391	○	○	○	○		
	4	昭和公民館	旧棟2F講義室	170	畑田 2390-8	877-1536	○	○	○	○	○	
陶地区	5	綾南中学校	1F体育館	780	陶 5595	876-1187	○	○	○	○	○	
	6	陶小学校	2F体育館	380	陶 5878	876-1182	○	○	○	○	○	
	7	陶保育所	1F遊戯室	100	陶 2087-1	876-1777	○	○	○	○		
	8	陶公民館	旧棟2F講義室	240	陶 5866-1	876-2553	○	○	○	○	○	
	9	国保総合保健施設えがお	2F多目的研修室	150	陶 1720-1	876-2525	○	○	○	○	○	
10	総合運動公園(勤労者体育館)	1Fミーティングルーム、2Fアリーナ	750	陶 1536-1	876-3580	○	○	○	○			
滝宮・ 萱原・ 北地区	11	滝宮小学校	1F体育館	400	滝宮 1100	876-1183	○	○	○	○	○	
	12	滝宮保育所	1F遊戯室	60	滝宮 528-1	876-1776	○	○	○	○		
	13	滝宮公民館	2F講義室	130	滝宮 297-6	876-1931	○	○	○	○	○	
	14	梅の里社会福祉センター	1F健康相談室、1F生活相談室	30	滝宮 276	876-4221	○	○	○	○		
	15	綾南農村環境改善センター	2F多目的ホール	180	滝宮 299	876-5282	○	○	○	○	○	
	16	道の駅「滝宮」	綾川町うどん会館1Fレストラン	50	滝宮 1578	876-5018	○	○	○	○		
17	農業経営高等学校	1F武道館	590	北 1023-1	876-1161	○	○	○	○			
小野・ 羽床下地区	18	羽床小学校	2F体育館	360	羽床下 2256	876-1184	○	○	○	○	○	
	19	羽床保育所	1F遊戯室	70	羽床下 2257-1	876-1775	○	○	○	○		
20	羽床公民館	2F講義室	90	羽床下 2259-2	876-0120	○	○	○	○	○		
粉所東・ 粉所西地区	21	旧粉所小学校	1F体育館	300	粉所西 2060		○	○	○	○	○	
	22	粉所幼稚園	1F遊戯室	50	粉所西甲 2063-4	878-0783	○	○	○	○		
	23	粉所公民館	大会議室	60	粉所西甲 2087-1	878-2914	○	○	○	○	○	
西分地区	24	西分南部公民館	1F旧体育館	180	西分 2213	870-9387	○	×	×	○		
	25	旧西分小学校	1F体育館	250	西分 1208	878-2703	○	△	×	○		
	26	西分公民館	2F会議室	70	西分 1377	878-3065	○	△	○	○	○	
山田上・ 山田下・ 東分地区	27	東分地域交流館	1F旧遊戯室	40	東分甲 1245-1	878-0299	○	○	○	○		
	28	綾上中学校	1F体育館、1F武道館	820	山田上甲 1180	878-2020	○	×	○	○	○	
	29	綾上小学校	1F体育館	390	山田上甲 1494-1	878-2004	×	○	○	○	○	
	30	山田保育所	1F遊戯室	90	山田上甲 1490	878-2680	×	○	○	○		

地区	数	指定避難所名	室名	現収容 人員	住所	電話番号	洪水	土砂	地震	緊急 避難所	避難所	備考
	31	山田公民館	2F大会議室	130	山田上甲 1313-1	878-2910	○	○	○	○	○	
	32	綾上農村環境改善センター	1F多目的ホール	220	山田下 3300	878-3055	○	○	○	○	○	
	33	国保総合保健施設いきいきセンター	1F検診室、1F研修室	60	山田下 3352-1	878-2212	○	○	○	○	○	
	34	B&G綾上海洋センター	1F体育館、2F武道場	830	山田下 3694-1	878-3003	○	○	○	○		
羽床上・ 牛川地区	35	旧羽床上小学校	1F体育館	280	羽床上 788		○	○	×	○	○	
	36	羽床上保育所	2F遊戯室	50	羽床上 1023-1	878-1462	×	○	○	○		
	37	羽床上公民館	2F会議室	80	羽床上 797	878-1481	○	○	○	○	○	

9,030

△:RC構造の2階以上を利用する
(体育館などの場合は、校舎を利用する)

※ 収容人員は、延床面積の80%を有効面積と想定し、3.3㎡あたり2人で算出した値である。

【一般対策編 第2章 第19節 避難体制整備計画】

【一般対策編 第3章 第13節 避難計画】

【震災対策編 第2章 第12節 避難体制整備計画】

【震災対策編 第3章 第13節 避難計画】

資料 1 1 - 2 非常災害時における避難所指定に伴う申し合わせ

台風・地震等による非常災害が発生又は発生が予想される場合において、地域住民の安全確保のための避難施設の使用等について、綾南町(以下「甲」という。)と香川県立農業経営高等学校(以下「乙」という。)は、次により申し合わせをする。

1. 避難所の確認

- (1) 甲は、地域住民に避難勧告の必要があると予想される場合は、避難住民の受け入れについて乙に連絡し確認するものとする。ただし、地震等により被災した住民が避難所へ避難してきた場合、乙の職員がいるときは、ただちに受け入れ甲に連絡する。乙の職員がいないときは、甲が職員を派遣し避難させるとともに、乙に連絡するものとする。
- (2) 乙は、前号の規定による連絡があったときは、ただちに学校運営上の支障の有無、避難施設に関する事項等を把握し、甲に連絡をするものとする。

2. 職員の派遣

- (1) 甲は、避難勧告を発令した時、又は地域住民の緊急避難があったときは、ただちに職員を乙の施設に派遣するものとする。
- (2) 前号の職員は、避難住民に対する施設への誘導、施設・設備等の取り扱いの指導及び外部との連絡・調整を行なうものとする。

3. 施設の使用

- (1) 使用施設は、乙の「武道場(剣道場)」とする。ただし、前記以外の施設の使用が必要となった場合には、甲乙協議して決定する。(別紙「避難所等の位置図」)
- (2) 使用期間は、原則として避難勧告発令の場合は避難勧告発令の日から同勧告が解除される日まで、地震の場合は甲乙協議して決定する期間とする。
- (3) 避難所施設での必要な物品は、甲が準備するものとする。

4. 使用上の注意

- (1) 甲は、乙の施設を使用する場合には、行政財産の使用許可申請書(別紙様式)を乙に提出し許可を受けなければならない。ただし、事態が緊迫し事前に許可申請書を提出することができないときは、事後速やかに提出し、許可を受けるものとする。
- (2) 甲は、学校管理運営に支障が生じないよう避難住民を指導しなければならない。また、乙の職員は、甲の派遣する職員に必要な応じて協力をするものとする。
- (3) 甲は、避難住民が施設・設備等を破損又は紛失したときは、これに係る経費等を負担しなければならない。

5. 経費の負担

避難住民の受け入れに係る経費は、甲の負担とする。

6. 有効期間

この申し合わせ事項は、平成14年3月25日から平成15年3月31日までとし、有効期間満了日1ヶ月前までに甲又は乙から解除の申し入れがない場合には、この申し合わせはさらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

7. 協議事項

この申し合わせ事項に定めるもののほか必要な事項は、その都度甲乙協議する。

平成14年3月25日

(甲) 綾歌郡綾南町大字滝宮299番地

綾南町長 藤井 賢

(乙) 綾歌郡綾南町大字北1023番地1

香川県立農業経営高等学校長 宮本 忠

【一般対策編 第2章 第19節 避難体制整備計画】

【一般対策編 第3章 第13節 避難計画】

【震災対策編 第2章 第12節 避難体制整備計画】

【震災対策編 第3章 第13節 避難計画】

(別紙様式)

行政財産使用許可申請書

平成 年 月 日

香川県立農業経営高等学校長 殿

綾歌郡綾川町滝宮299番地
綾川町長 藤井 賢

下記行政財産の使用の許可を願いたく申請します。

記

1. 名 称 香川県立農業経営高等学校 武道場
2. 場 所 綾歌郡綾川町北1023番地1
3. 使用期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
4. 使用の目的 非常災害発生に伴う地域住民の避難所

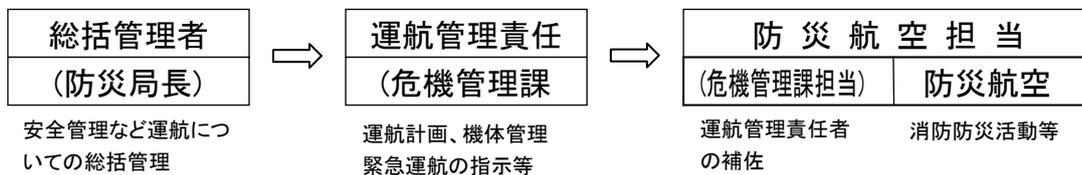
【 1 2 その他】

資料 1 2 - 1 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等

運航体制

- 1 運航基地 香川県高松市香南町岡(高松空港) 四国航空(株)内
- 2 運航日数 365日勤務
- 3 運行時間 午前8時30分から午後5時15分まで(緊急時は、日の出から日没まで)
- 4 隊の構成 航空隊員(県内の消防(局)本部から派遣)8名及び民間委託している操縦士並びに整備士等で構成

5 運航管理



6 活動別搭乗人員

	職種	操縦士	整備士	航空隊員	航空隊員の役割
	航空隊員の常駐人員	1名	1名	5~6名	
へり活動時の搭乗人員	① 救急活動	1名	1名	2~4名	活動内容により要員を決定する
	② 救助活動	1名	1名	4名	機内安全要員 1名 機内操作要員 1名 降下要員 2名
	③ 火災防御活動	1名	1名	2名	機内安全要員 1名 散水操作要員 1名
	その他活動	1名	1名	1~5名	活動内容により要員を決定する
	休日体制	1名	1名	5~6名	
	夜間体制	—	—	—	

* 災害状況により変更する場合がある。

運航基準

防災ヘリコプターの運航基準については、「香川県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「香川県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

1 防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防対策活動
- (7) 消防防災訓練活動
- (8) 一般行政活動
- (9) その他総括管理者が必要と認める活動

2 災害別活動内容(緊急運航)

救急	①「香川県防災ヘリコプターによる救急搬送の要請基準」に基づく要請があった場合 ② 転院搬送で、医師が、ヘリコプターによる搬送が必要と判断し、かつ、医師等の専門知識を有するものが搭乗できる場合
救助	① 高層ビル等火災における救助 ② 水難事故及び山岳遭難等における搜索・救助 ③ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故救助 ④ その他特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
災害 応急 対策	① 被災状況の偵察、情報収集活動 ② 救援物資、人員、資機材等の搬送 ③ その他災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
火災 防 御	① 偵察、情報収集活動 ② 林野火災における空中消火 ③ 資機材等の搬送 ④ その他火災防御上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

香川県防災ヘリコプターによる救急搬送の要請基準

次の1.～3.のいずれかに該当する場合には、消防機関及び直島町は、可及的速やかに香川県防災航空隊に防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

1. 事故等の目撃者等から一(1)から(10)のいずれかの症例等の119番通報があり、受信した指令課(室)員が、二に掲げる地理的条件に該当すると判断した場合

一 症例等

(1) 自動車事故

イ 自動車からの救出

ロ 同乗者の死亡

ハ 自動車の横転

ニ 車が概ね50cm以上つぶれた事故

ホ 客室が概ね30cm以上つぶれた事故

ヘ 歩行者若しくは自転車が、自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故

(2) 自動車事故

イ 時速35km程度以上で衝突した事故

ロ ライダーがオートバイから放り出された事故

(3) 転落事故

イ 3階以上の高さからの転落

ロ 山間部での滑落

(4) 窒息事故

イ 溺水

ロ 生き埋め

(5) 列車衝突事故

(6) 航空機墜落事故

(7) 傷害事件(撃たれた事件、刺された事件)

(8) 重傷が疑われる中毒事件

(9) バイタルサイン

イ 目を開けさせる(覚醒させる)ためには、大声で呼びかけつつ、痛み刺激(つねる)を与えることを繰り返す必要がある(ジャパノコーマスケールで30以上)

ロ 脈拍が弱くてかすかしかふれない、全く脈がないこと

ハ 呼吸が弱くて止まりそうであること、遠く、浅い呼吸をしていること、呼吸停止

ニ 呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなってきたこと

(10) 外傷

イ 頭部、頸部、躯幹又は、肘もしくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血

ロ 2ヶ所以上の四肢変形又は四肢(手指、足趾を含む。)の切断

ハ 麻痺を伴う肢の外傷

ニ 広範囲の熱傷(体のおおむね1/3を超えるやけど、気道熱傷)

ホ 意識障害を伴う電撃症(雷や電線事故で意識がない)

へ 意識障害を伴う外傷

(11) 外傷

イ けいれん発作

ロ 不穏状態(酔っぱらいのように暴れる状態)

ハ 新たな四肢麻痺の出現

ニ 強い痛みの訴え(頭痛、胸痛、腹痛)

二 地理的条件

(1) 事案発生地点がヘリコプターの有効範囲(救急車又は船舶を使用するよりも、ヘリコプターを使用するほうが、覚知から病院到着までの時間を短縮できる地域をいう。)内であること

(2) (1)には該当しないが、諸般の事情(地震、土砂崩れ等によって事案発生地に通じる道路が寸断された場合等)により、ヘリコプター搬送をすると、覚知から病院搬送までの時間を短縮できること

2. 1. に該当しない場合であっても、事案発生地までの距離等により、ヘリコプターを使用すると救急自動車又は船舶を使用するよりも 30 分以上搬送時間が短縮できる場合

3. 現場の救急隊員からの要請がある場合

緊急運航応援要請の方法

香川県内の市町長又は消防の一部事務組合管理者の知事に対する防災ヘリコプターの緊急運航の要請は、「香川県防災ヘリコプター応援協定」及び「香川県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

1 要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次のいずれかに該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災ヘリコプターの活動を必要とする場合に、市町長又は消防の一部事務組合管理者は要請を行うものとする。

(1)救急活動

(2)救助活動

(3)災害応急対策活動

(4)火災防御活動

2 応援要請の方法

知事(危機管理課)に対する要請は、電話又はファクシミリにより、次の事項について連絡を行うとともに、事後すみやかに「防災ヘリコプター緊急運航要請書」を提出する。

(1)災害等の種別

(2)災害等の発生場所及び被害の状況

(3)災害等発生現場の気象状態

(4)飛行場外離着陸場の所在地及び支援体制

- (5)応援に要する資機材の品目及び数量
- (6)災害現場の指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (7)その他必要な事項

3 緊急要請連絡先

香川県防災航空隊 TEL (NTT) 087-879-0119
087-879-1900
FAX (NTT) 087-879-1400
TEL (防災) 433-561
FAX (防災) 433-581

※

夜間（17時15分～8時30分）に連絡を要する場合は、県庁危機管理課（不在の場合は県庁守衛室）へ行くこと。

- ・県庁危機管理課 TEL (NTT) 087-832-3186 (防災担当)
TEL (防災) 200-5066
- ・県庁守衛室 TEL (NTT) 087-831-1111
TEL (防災) 200-7-2165

4 緊急運航の要件

緊急運航は、原則として、次の要件を満たす場合に運航するものとする。

- (1)公共性 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害等から保護することを目的とする
こと。
- (2)緊急性 差し迫った必要性があること。
(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)
- (3)非代替性 防災ヘリコプター以外に適切な手投がないこと。
(既存の資機材等では、十分な活動が期待できない、又は活動できない場合。)

5 受入れ体制

緊急運航を要請した市町長又は消防の一部事務組合管理者は、防災航空隊と緊密な連絡をとるとともに、必要に応じ、次の受け入れ体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への手配
- (3) 傷病者の空輸の適否についての確認
- (4) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (5) その他必要な事項

6 報告

緊急運航を要請した市町長又は消防の一部事務組合管理者は、災害等が収束した場合、「災害等状況報告書」を運航管理責任者（香川県危機管理課長）に報告するものとする。

7 経費負担

応援に要する運航経費は、香川県が負担する。

【一般対策編 第2章 第16節 防災業務体制整備計画】

【一般対策編 第3章 第10節 医療救護計画】

【一般対策編 第3章 第34節 林野火災対策計画】

【震災対策編 第2章 第9節 防災業務体制整備計画】

【震災対策編 第3章 第9節 医療救護計画】

資料 1 2 - 2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を收容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 300円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を收容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を越える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上					
応急仮設住宅に供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均 29.7㎡ (9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,387,000円以内 3 同一敷地内に概ね 50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均 1戸当たり 29.7㎡、2,387,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上收容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に收容された者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故者等へ避難する必要がある者	1日1人当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住宅の全壊、全焼、流出、半壊、半焼、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分 (単位:円)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 全流出	夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
			冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400		
	冬	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300		
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
災害者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死から明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
災害した住宅の応急修理	1 住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限の部分1世帯当たり520,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内						

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
	2 大規模な補修が行わなければならない居住することが困難である程度に住宅が半壊若しくは半焼した者			
学用品の給与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童(※2)、中学校生徒(※3)及び高等学校生徒(※4)	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当り次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から(教科書)1ヶ月以内(文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実績に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当り 大人(12歳以上) 201,000円以内 小人(12歳未満) 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実績	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当り 3,300円以内 一次保存 { 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当り 5,000円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1 世帯当り 133,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範囲	費用の限度額	期間	備考
実施弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 15,700円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,800円以内 土木技術、建築技術者 16,600円以内 大工 17,100円以内 左官 16,900円以内 とび職 16,100円以内	救助の実施が認められる期間以内	1 時間外勤務手当は、日当の額を基礎とし、県の常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内。 2 旅費は、日当の額を基礎とし、職員等の旅費に関する条例(昭和27年香川県条例第32号)の規定により定められた額の範囲内において、県の常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内。

※1 この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

※2 特別支援学校の小学部児童を含む。

※3 中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。

※4 高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒

【一般対策編 第3章 第8節 災害救助法適用計画】

【震災対策編 第3章 第7節 災害救助法適用計画】

資料 1 2 - 3 町内の文化財

指定区分	名称	員数	所在地	所有者 (管理団体)	指定・登録 年月日
重要文化財(彫刻)	木造地藏菩薩立像	1 軀	綾川町山田下 2295-1	法道寺	昭 4.4.6
重要文化財(彫刻)	木造十一面観音立像	1 軀	綾川町滝宮 1346-5	堂床区(綾川町)	昭 30.2.2
重要無形民俗文化財	滝宮の念仏踊		綾川町	滝宮念仏踊保存会	昭 52.5.17
県指定無形民俗文化財	綾南の親子獅子舞		綾川町	綾南の親子獅子舞 保存会	昭 52.7.26
県指定史跡	ますえ畑瓦窯跡	2 基	綾川町北山田西 1219-3	綾川町	昭 43.6.4
県指定史跡	すべつと窯跡	1 棟	綾川町陶 1554-25	綾川町	昭 43.6.4
登録有形文化財	綾菊酒造(旧泉谷酒 造場)仲酒蔵	1 棟	綾川町山田下字桜本 3393-1	泉谷邦恵	平 18.3.2
登録有形文化財	綾菊酒造(旧泉谷酒 造場)東酒蔵	1 棟	綾川町山田下字桜本 3393-1	泉谷邦恵	平 18.3.2
登録有形文化財	綾菊酒造(旧泉谷酒 造場)離れ座敷	1 棟	綾川町山田下字桜本 3393-1	泉谷邦恵	平 18.3.2
登録有形文化財	綾菊酒造西酒蔵	1 棟	綾川町山田下字桜本 3393-1	綾菊酒造(株)	平 18.3.2
登録有形文化財	芋坂家住宅長屋門	1 棟	綾川町西分字東裏谷 1443	芋坂定	平 22.4.28
町指定有形文化財(彫刻)	木造牛頭天王像	1 軀	綾川町滝宮 1314	滝宮天満宮	昭 51.9.14
町指定有形文化財(彫刻)	木造孔子像	1 軀	綾川町滝宮 1314	滝宮天満宮	昭 51.9.14
町指定有形文化財(書跡)	天満宮記	1 巻	綾川町滝宮 1314	滝宮天満宮	昭 51.9.14
町指定有形文化財(書跡)	滝宮念仏踊制札	2 枚	綾川町滝宮 1314	滝宮天満宮	昭 51.9.14
町指定有形文化財 (考古資料)	龍頭院跡出土古瓦	6 枚	綾川町滝宮 1314	滝宮天満宮	昭 51.9.14
町指定無形民俗文化財	主基斎田お田植え祭		綾川町山田上甲 1484-7	主基斎田保存会	平 12.6.18

【一般対策編 第2章 第21節 文教災害予防計画】

【一般対策編 第3章 第22節 文教対策計画】

【震災対策編 第2章 第14節 文教災害予防計画】

【震災対策編 第3章 第22節 文教対策計画】

【13 様式等】

資料13-1 火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日
消防災第267号消防庁長官

最終改正 平成24年5月31日 消防応第111号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防町長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領(平成6年4月21日付消防災第100号)」、「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)」、「救急事故等報告要領(平成6年10月17日付消防救第158号)」の定めるところによる。

3 報告手続

(1)「第2 即報基準」に該当する火災又は事故((1)において「火災等」という。)が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村(当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。)は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置(火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等)を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2)「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

(3)「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。

(4)「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報……第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災(爆発を除く。)については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報……第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報……第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体(応援団体を含む。)は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあつては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災

4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの。

(例示)

・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

3) 特定事業所内の火災(1)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

1) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの

2) 負傷者が5名以上発生したもの

3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

5) 海上、河川への危険物等流出事故

6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

3) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急処理事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 噴火警報(火口周辺)が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ 1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- 1) 第2の1の(2)のウ 1)、2)に同じ。
- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急処理事態への発展の可能性があるものを含む。)

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

イ 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む。)

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。)の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防
査察の経過

イ 火災の状況

- ア) 発見及び通報の状況
 - イ) 避難の状況
- 2) 建物火災で個別基準の 4)又は 5)に該当する火災
 - ア) 発見及び通報の状況
 - イ) 延焼拡大の理由
 - ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他
 - ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
 - エ) リ災者の避難保護の状況
 - オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。)
- 3) 林野火災
 - ア) 火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等)
 - * 必要に応じて図面を添付する。
 - イ) 林野の植生
 - ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
 - エ) 空中消火の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種(所属)、機数等)
- 4) 交通機関の火災
 - ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式(特定の事故)

(1) 事故名(表頭)及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。)第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「〇〇と××を原料とし、触媒を用いて* * 製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特筆すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式(救急・救助事故等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要援護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明のものを含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式—その1(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上(東京23区については、震度5強以上)の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式－その2(被害状況即報)

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上(東京23区については、震度5強以上)の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・災害ボランティアの活動状況

【一般対策編 第3章 第5節 災害情報収集伝達計画】

【震災対策編 第3章 第4節 災害情報収集伝達計画】

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・ 用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造		建築面積		m ²	
	階層		延べ面積		m ²	
焼損程度	焼損程度	全焼棟 半焼棟 部分焼棟 ぼや棟	計 0 棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
					建物焼損表面積	m ²
					林野焼損面積	a
り災世帯数			世帯	気象状況		
消防活動状況	消防本部(署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他	台	人			
救急・救助 活動状況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分			
消防覚知方法	気象状況					
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名				
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()					
施設の概要	危険物施設の 区 分					
事故の概要						
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人			
			重症 人(人)			
			中等症 人(人)			
			軽症 人(人)			
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出 場 機 関	出 場 人 員	出 場 資 機 材	
			事 業 所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				そ の 他	人	
				消 防 本 部 (署)	台 人	
				消 防 団	台 人	
				海 上 保 安 庁	人	
				自 衛 隊	人	
			そ の 他	人		
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	月 日 時 分	覚知方法	
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等 人 (人)		
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)
(災害概況即報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所				発生日時	年	月	日	時	分
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	0		人	半壊	棟	床上浸水
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

資料 1 3 - 2 災害報告取扱要領

〔 昭 和 4 5 年 4 月 1 0 日
消防防第246号消防庁長官 〕

改正 昭和58年12月

〔 消防総第833号
消防災第279号
消防救第 58号 〕

昭和59年10月 消防災第267号
平成 6年12月 消防災第278号
平成 8年 4月 消防災第 59号
平成13年 6月

〔 消防災第101号
消防情第 91号 〕

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 22 条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式および方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領(昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号)の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象または大規模な事故のうち火災(火災報告取扱要領(平成 6 年 4 月 21 日付消防災題 100 号)に定める火災をいう。)を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県または市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況およびそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	第 1 号様式	1 部
災害中間年報	12 月 20 日	第 2 号様式	1 部
災害年報	4 月 30 日	第 3 号様式	1 部

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第2 記入要領

第1号様式、第2号様式および第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で行方不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部損壊」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

(4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流出、埋没」とは、田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流出、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29条)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理およびし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (18) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公共文教施設」とは公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設をとする。
- (5) 災害中間年報および災害年報の公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設およびその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設およびその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類および概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

【一般対策編 第3章 第5節 災害情報収集伝達計画】

【震災対策編 第3章 第4節 災害情報収集伝達計画】

第1号様式 災害確定報告

都道府県				区 分			被 害			
災 害 名 ・ 確定年月日	災 害 名			田	流失・埋没	ha				
	月 日 時確定				冠	水	ha			
報告者名				畑	流失・埋没	ha				
					冠	水	ha			
				そ	文 教 施 設	箇所				
					病 院	箇所				
区 分		被 害		道 路	箇所					
人 的 被 害	死 者	人		橋 り よ う	箇所					
	行 方 不 明 者	人		河 川	箇所					
	負 重 傷	人		港 湾	箇所					
	傷 軽	傷 人		砂 防	箇所					
住 家 被 害	全 壊		棟	の	清 掃 施 設	箇所				
			世帯		崖 く ず れ	箇所				
			人		鉄 道 不 通	箇所				
	半 壊		棟		被 害 船 舶	隻				
			世帯		水 道	戸				
			人		電 話	回線				
	一 部 破 損		棟		他	電 気	戸			
			世帯			ガ ス	戸			
			人			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
	床 上 浸 水		棟			り 災 世 帯 数	世 帯			
			世帯					り 災 者 数	人	
			人				火 災 発 生		建 物	件
床 下 浸 水		棟	危 険 物	件						
		世帯	そ の 他	件						
		人								
非 住 家	公 共 建 物	棟								
	そ の 他	棟								

区 分		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県	市 町 村
公 立 文 教 施 設	千円					
農 林 水 産 業 施 設	千円					
公 共 土 木 施 設	千円					
そ の 他 の 公 共 施 設	千円					
小 計	千円		0			
公共施設被害市町村数		団体				
そ の 他	農 産 被 害	千円		災 害 適 用 市 町 村 救 助 法		
	林 産 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
	その他	千円				
被害総額		千円	0	消 防 団 員 出 動 延 人 数	人	
備 考	災害発生場所					
	災害発生年月日					
	災害の概況					
	消防機関の活動状況					
	その他(避難の勧告・指示の状況)					

第3号様式 災害年報

都道府県名

			災害								計	
			月日									
人的被害	死者		人									
	行方不明者		人									
	負傷者	重傷	人									
		軽傷	人									
住家被害	全壊		棟									
			世帯									
	半壊		棟									
			世帯									
	一部損壊		棟									
			世帯									
	床上浸水		棟									
			世帯									
	床下浸水		棟									
			世帯									
	非住家	公共建物		棟								
		その他		棟								
その他の	田	流出・埋没	ha									
		冠水	ha									
	畑	流出・埋没	ha									
		冠水	ha									
	文教施設		箇所									
	病院		箇所									
	道路		箇所									
	橋梁		箇所									
	河川		箇所									
	港湾		箇所									
	砂防		箇所									
	清掃施設		箇所									
	崖くずれ		箇所									
	鉄道不通		箇所									
	被害船舶		隻									
	水道		戸									
	電話		回線									
電気		戸										
ガス		戸										
ブロック塀等		箇所										
火災	建物		件									
	危険物		件									
	その他		件									
り災世帯数		世帯										
り災者数		人										
公立文教施設		千円										
農林水産業施設		千円										
公共土木施設		千円										
その他の公共施設		千円										
小計		千円										
その他の	施設被害市町		団体									
	農産被害		千円									
	林産被害		千円									
	畜産被害		千円									
	水産被害		千円									
	商工被害		千円									
その他		千円										
被害総額		千円										
県災対本部設置日時												
県災対本部解散日時												
災対本部設置市町												
災害救助法適用市町												
消防職員出動延人員		人										
消防団員出動延人員		人										

資料 13-3-1 配備人員報告書

										平成	年	月	日	
配備人員報告書														
総務課										様				
										課長				印
1	配備事由 :													
2	配備の区分 : 第 次 配備													
3	参集の時刻 : 平成 年 月 日 時 分													
4	配備人員名簿 : 平成 年 月 日 時 現在													
		氏名	配置場所	勤務に服した時刻			備考							
1				:	~	:								
2				:	~	:								
3				:	~	:								
4				:	~	:								
5				:	~	:								
6				:	~	:								
7				:	~	:								
8				:	~	:								
9				:	~	:								
10				:	~	:								
11				:	~	:								
12				:	~	:								

【一般対策編 第3章 第1節 活動体制計画】

【震災対策編 第3章 第1節 活動体制計画】

資料 1 3 - 3 - 2 配備体制別配備人員集計表

配備体制別配備人員集計表												
配備事由 :												
平成 年 月 日										No. /		
役職名		第1次配備			第2次配備			第3次配備				
町長												
副町長												
教育長												
参事兼総務課長												
支所長												
課 名		課 員			課 員			課 員				
総務課		人			人			人				
会計室		人			人			人				
議会事務局		人			人			人				
経済課		人			人			人				
建設課		人			人			人				
下水道課		人			人			人				
水道課		人			人			人				
健康福祉課		人			人			人				
保険年金課		人			人			人				
学校教育課		人			人			人				
生涯学習課		人			人			人				
陶病院		人			人			人				
住民生活課		人			人			人				
税務課		人			人			人				
綾上支所		人			人			人				
合 計		人			人			人				

【一般対策編 第3章 第1節 活動体制計画】
 【震災対策編 第3章 第1節 活動体制計画】

資料 1 3 - 3 - 3 災害概況即報

綾川町第1号様式〔災害概況即報〕

災 害 概 況 即 報

災害名 : (第 報)

※ 項目ごとに情報源を明記すること。
 (住民情報、自主防災組織通報、
 その他民間通報、消防・警察官通報、
 その他機関通報 及び現地確認)

報告日時	年 月 日 時 分
町 名	綾 川 町
所 属 名	課
報告者名	

※ 項目ごとに確認、未確認の別を明記すること。

災害の概況	災害種別	地震、水害、火災、その他			発生日時	年 月 日 時 分				
	(地区ごとの被害の有無及び概況、施設ごとの被害の有無及び概況等) ※ 確認場所: 綾川町 _____									
被害状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊 (流失)	棟	一部損壊	棟
		重傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
		軽傷者	人						床下浸水	
(火災の発生の有無及び状況、道路・橋梁の状況、電気・水道・ガスの状況等)										
応急対策の状況	(応急措置、避難状況、自主防災組織・住民の動向、消防・警察官・その他関係機関との連絡状況)									

【一般対策編 第3章 第8節 災害救助法適用計画】

【震災対策編 第3章 第7節 災害救助法適用計画】

資料 13-3-4 被害状況報告書（概況・中間・確定）兼被害調査別集計表

被害状況報告書(概況・中間・確定)兼被害調査別集計表																			
												月	日	時	分	現在			
報告者	班名								氏名										
受信者	班名								氏名										
災害の種類													災害発生日時		年	月	日		
人的被害	死亡			行方不明			負傷者												
	人			人			重傷者		軽傷者		人								
住家の被害	全壊			半壊			一部損壊			床上浸水			床下浸水						
	棟	世帯	人数	棟	世帯	人数	棟	世帯	人数	棟	世帯	人数	棟	世帯	人数				
非住家被害	全壊			半壊			その他浸水等												
	棟			棟															
田畑の被害	流水			埋没			冠水			家畜の被害	牛馬								
	田	ha		田	ha		田	ha			鶏								
	畑	ha		畑	ha		畑	ha			豚その他								
道路の被害	冠水	路線数				ヶ所		m	決壊	路線数				ヶ所		m			
橋梁の被害	破損							ヶ所								ヶ所			
河川の被害	溢水					ヶ所		漏水						ヶ所		決壊		ヶ所	
がけくずれその他																			
備考																			

【一般対策編 第3章 第5節 災害情報収集伝達計画】
 【震災対策編 第3章 第4節 災害情報収集伝達計画】

資料13-3-6 被害調査表

資料13-3-5 災害報告（即報・確定）

市 町		綾川町		即報・確定	
災害名				報告者	
人的被害	死者	人			
	行方不明者	人		ha	
負傷者	重傷	人		ha	
	軽傷	人		ha	
全壊	棟	棟		箇所	
	世帯	世帯		箇所	
半壊	棟	棟		箇所	
	世帯	世帯		箇所	
一部損壊	棟	棟		箇所	
	世帯	世帯		箇所	
床上浸水	棟	棟		戸	
	世帯	世帯		回線	
床下浸水	棟	棟		戸	
	世帯	世帯		箇所	
非住家	公共建物	棟			
	その他	棟			
住宅被害		その他		その他	
被 害		田		流失・埋没	
		畑		冠水	
		文教施設		流失・埋没	
		病院		冠水	
		道		冠水	
		橋		冠水	
		河		冠水	
		砂		冠水	
		清掃施設		冠水	
		崖崩れ		冠水	
		鉄道不通		冠水	
		水道		冠水	
		電話		冠水	
		電気		冠水	
		ガス		冠水	
		ブロック塀等		冠水	
被 害		文教施設		流失・埋没	
		農林水産業施設		冠水	
		公共土木施設		冠水	
		その他の公共施設		冠水	
小計		小計		冠水	
農産被害		農産被害		冠水	
林業被害		林業被害		冠水	
畜産被害		畜産被害		冠水	
水産被害		水産被害		冠水	
商工被害		商工被害		冠水	
その他		その他		冠水	
被害総額		被害総額		冠水	
り災世帯数		り災世帯数		世帯	
り災者数		り災者数		人	
火災発生		火災発生		件	
建物危険		建物危険		件	
その他		その他		件	
消防団員出動延人員		消防団員出動延人員		人	

【一般対策編 第3章 第5節 災害情報収集伝達計画】
【震災対策編 第3章 第4節 災害情報収集伝達計画】

資料 1 3 - 3 - 7 浸水被害調査表

浸 水 被 害 調 査 表			
被災日 平成 年 月 日			
住 所 (所在地)	綾川町		家屋調査番号
世帯主氏名 (事業所名)			
住 家	建物の形態	1戸建、2戸以上の長屋、アパート、マンション、その他	
	《 床上浸水 》 ◎ 普通の高さの和室、洋室、台所等	全部	
	一部	cm	
	◎ 一段低い台所等	全部	
一部	cm		
《 床下浸水 》 ◎ 建物の床下	全部		
一部	地上	cm	
◎ 土間	全部		
一部	地上	cm	
非 住 家	建物の種類	1. 事務所 2. 店舗 3. 工場 4. 作業所 5. 倉庫 6. 車庫 7. その他	
	()の床面より	全部・一部	cm 浸水
	()の床面より	全部・一部	cm 浸水
	浸水の状況 ()の床面より	全部・一部	cm 浸水
	()の床面より	全部・一部	cm 浸水
	()の床面より	全部・一部	cm 浸水
略図・その他			
調査日時： 年 月 日 時 分			
調査員： 所属 課 氏名 印			
所属 課 氏名 印			

【一般対策編 第3章 第5節 災害情報収集伝達計画】

【震災対策編 第3章 第4節 災害情報収集伝達計画】

資料 13-3-8 災害報告及び対策処理票

災害報告及び対策処理票

受付番号	第 号 受付者
受付年月日	年 月 日 午前・午後 時 分
受信通知方法	電話 口頭 伝言 その他
通 告 者	住 所 氏 名 TEL
通 知 内 容	
通 知 場 所	地図一
調査報告事項	
調 査 報 告 書	① 所 属 氏 名 ② 所 属 氏 名
対 策	

【一般対策編 第3章 第5節 災害情報収集伝達計画】

【震災対策編 第3章 第4節 災害情報収集伝達計画】

資料13-3-9 要請情報

綾川町第2号様式〔要請情報〕

要 請 情 報

災害名 : _____ (第 報)

災害種別	地震、水害、火災、その他
------	--------------

報告日時	年 月 日 時 分
主管課	課
課長名	
報告者名	

要 請 の 概 要	種 別	要員の補充、資器材調達、車両調達、燃料調達、広報依頼、自衛隊派遣要請、その他 ()
	内 容	(要請先機関・団体名、職種、品名、広報文などできるだけ具体的に記入) ※別紙添付の場合は、その旨を明記すること。
	数 量 ・ 回 数 ・ 又は人数	(種別、性別、品名別等に分けて記入)
	場 所	(集合場所、受渡場所、広報活動実施場場所などを記入)
	そ の 他 必 要 事 項	(留意点、携行品など特記事項を記入)
要 請 に い た つ た 理 由	(措置の状況、課内対策要員の状況、課内資器材の状況、その他養成を必要とした状況)	

【一般対策編 第3章 第2節 広域的応援計画】

【震災対策編 第3章 第2節 広域的応援計画】

資料 13-3-10 自衛隊の災害派遣要請に関する様式

1 知事への災害派遣要請依頼書
(様式-1)

綾川 総 第 号
平成 年 月 日

香川県知事 殿

綾川町長 印

自衛隊の災害派遣要請について(依頼)

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

- (1) 災害の状況

- (2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

平成 年 月 日(時 分)から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 活動希望区域

- (2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

2 知事への災害派遣部隊への撤収要請依頼書
(様式-2)

綾川総 第 号
平成 年 月 日

香川県知事 殿

綾川町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)

平成 年 月 日付け綾川総務発 第 号で依頼したこのことについて、下記のとおり
派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収日時 平成 年 月 日 時 分

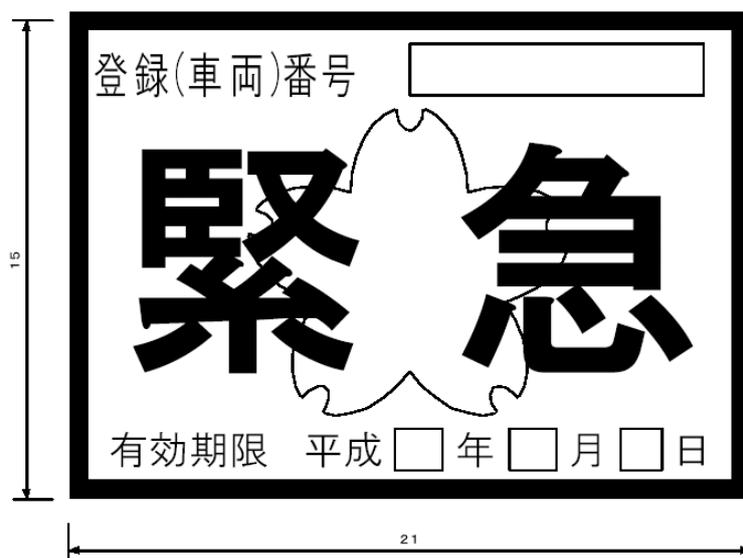
2 撤収理由

3 その他必要事項

【一般対策編 第3章 第3節 自衛隊災害派遣要請計画】
【震災対策編 第3章 第3節 自衛隊災害派遣要請計画】

2.1 緊急通行車両の標章

1 緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さは、センチメートルとする。

2. 2 緊急通行車両確認証明書

第 号		平成 年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住 所		
	電 話	()	局 番
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

- 【一般対策編 第2章 第18節 緊急輸送体制整備計画】
- 【一般対策編 第3章 第11節 緊急輸送計画】
- 【一般対策編 第3章 第12節 交通確保計画】
- 【震災対策編 第2章 第11節 緊急輸送体制整備計画】
- 【震災対策編 第3章 第11節 緊急輸送計画】
- 【震災対策編 第3章 第12節 交通確保計画】

資料 1 3 - 3 - 1 2 避難所運営のための様式

1 避難者カード

避難者カード

No. /

※ 欄は、避難所担当職員等が記入する欄です。記入しないようにして下さい。

※ 避難所名		※ 担当職員等氏名	
-----------	--	--------------	--

氏名	続柄	性別	年齢	入所日	※事務所記入欄	
					退所日	備考
				/	/	
				/	/	
				/	/	
				/	/	
				/	/	
				/	/	
				/	/	
				/	/	
				/	/	
計	男	女	計			
	名	名	名			

- (注) 1 1家族ごとに1葉の避難者カードを配付し、記入を求めること。
2 ※欄は、避難所担当職員等が記入すること。

2 避難者名簿（避難所入所記録簿）

No. /

避難所入所記録簿

避難所名				担当職員等氏名					
番号	入所 月日	町民 町民以外	氏名		現住所 (本籍地)	男女別	世帯主 との続柄	摘 要	退所 月日時間
			生年月日						
1	/ :	町民 町民以外			県 市町	男・女		1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他	/ :
			M・T・S・H .						
2	/ :	町民 町民以外			県 市町	男・女		1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他	/ :
			M・T・S・H .						
3	/ :	町民 町民以外			県 市町	男・女		2. 通勤・通学 3. 旅行・レジャー 4. 社用出張 5. その他	/ :
			M・T・S・H .						
4	/ :	町民 町民以外			県 市町	男・女		2. 通勤・通学 3. 旅行・レジャー 4. 社用出張 5. その他	/ :
			M・T・S・H .						
5	/ :	町民 町民以外			県 市町	男・女		2. 通勤・通学 3. 旅行・レジャー 4. 社用出張 5. その他	/ :
			M・T・S・H .						
6	/ :	町民 町民以外			県 市町	男・女		2. 通勤・通学 3. 旅行・レジャー 4. 社用出張 5. その他	/ :
			M・T・S・H .						
7	/ :	町民 町民以外			県 市町	男・女		3. 通勤・通学 4. 旅行・レジャー 5. 社用出張 6. その他	/ :
			M・T・S・H .						
8	/ :	町民 町民以外			県 市町	男・女		3. 通勤・通学 4. 旅行・レジャー 5. 社用出張 6. その他	/ :
			M・T・S・H .						

避難所収容状況調

No. /

3 避難所収容状況調

区分		避難者収容状況										救援・救護実施状況				備考	
		男					女					救助物資支給		物資貸与状況			要援護者人員
月	日	8時	12時	18時	計	～64	65～	～64	65～	～1	計	品名	数量	品名	数量	人員	人員

- (注)
1. 物資の支給等は、一日分を取りまとめ、室ごとに記入すること。
 2. 備考欄には、高齢者、障害者等要援護者対策の必要、貸与物資の返還、消毒の実施等、参考とすべき事項を記入すること。

4 物品の受払簿の書式

物品受払簿

No. /

避難所名		担当職員等氏名	
------	--	---------	--

品名		単位呼称	
----	--	------	--

受取日	摘要欄 (購入先及び払出先)	受入数	払出数	現在残	取扱者	備考欄 (購入金額及び内訳)
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						

- (注) 1 品目ごとに作成する。
 2 摘要欄には、購入先及び払出先等を記入する。
 3 備考欄には、購入金額及びその内訳を記入する。

資料 13-3-13 リ災証明書

綾川町り災証明取扱規程

平成19年3月1日

告示 第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、火災、水災、風災、地震、その他の災害(以下「災害」という。)によって生じた被害(以下「り災」という。)の証明書(以下「り災証明書」という。)の取扱の基準について必要な事項を定めるものとする。

(証明書の申請)

第2条 リ災証明書の交付を受けようとする者は、り災証明書等交付申請書(様式第1号)に被害状況の写真及び位置図を添えて、町長に申請しなければならない。

(証明書の交付)

第3条 町長は、り災者又はその他町長が適当と認める者(以下「申請者」という。)から、前条に掲げる申請書が提出されたときは、次の各号に掲げる審査を経て当該各号に定める証明書を交付するものとする。

(1) リ災証明書(様式第2号)り災物件を確実な証拠により確認することができる場合に交付する。

(2) リ災届出証明書(様式第3号)前号の確認ができない場合に交付する。

2 町長は、同一り災物件について、り災者から再度り災証明書等の交付申請を受けたときは、前項の審査を省略して、交付することができる。

(証明書の交付簿)

第4条 町長は、第3条の規定によりり災証明書等を申請者に交付するときは、証明書交付簿(様式第4号)に所要事項を記載しなければならない。(交付の特例)

第5条 リ災証明書等の様式がその提出先において特に定めがある場合には、当該証明書等への証明をもって第3条第1項各号の交付に代えることができる。

(証明事項)

第6条 リ災証明書等で証明する事項は、災害によるり災に関する事項とし、被害額については証明しないものとする。

(補則)

第7条 この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、交付の日から施行する。

【一般対策編 第4章 第3節 被災者等生活再建支援計画】
【震災対策編 第4章 第3節 被災者等生活再建支援計画】

り災（届出）証明交付簿

受付番号	受付年月日	証明区分	申請者住所	氏名	交付枚数	摘要
		1 り災証明 2 届出証明	綾川町			
		1 り災証明 2 届出証明	綾川町			
		1 り災証明 2 届出証明	綾川町			
		1 り災証明 2 届出証明	綾川町			
		1 り災証明 2 届出証明	綾川町			
		1 り災証明 2 届出証明	綾川町			
		1 り災証明 2 届出証明	綾川町			
		1 り災証明 2 届出証明	綾川町			
		1 り災証明 2 届出証明	綾川町			
		1 り災証明 2 届出証明	綾川町			
		1 り災証明 2 届出証明	綾川町			
		1 り災証明 2 届出証明	綾川町			
		1 り災証明 2 届出証明	綾川町			
		1 り災証明 2 届出証明	綾川町			
		1 り災証明 2 届出証明	綾川町			
		1 り災証明 2 届出証明	綾川町			